

政策総務常任委員会（所管事項説明）資料

目 次

◎ 所管事項

【政策部長所管】

1	地方分権・地域主権改革について	1
2	広域連携について	9
3	鳥羽伊良湖航路について	11
4	JR名松線について	13
5	地籍調査の推進について	15
6	水力発電事業の民間譲渡について	17
7	三重県新エネルギービジョンについて	27
8	川上ダム建設事業及び木曽川水系連絡導水路事業について	31
9	情報化の推進について	33

【地域支援担当理事所管】

10	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について	37
11	過疎・離島地域の振興について	41
12	宮川流域ルネッサンス事業について	43
13	木曽岬干拓地について	45
14	大仏山地域の土地利用の検討について	49
15	県から市町への権限移譲について	53

【東紀州対策局長所管】

16	東紀州観光まちづくり公社について	55
17	東紀州地域の集客交流拠点について	57
18	熊野古道を生かした地域活性化について	61

【「美し国おこし・三重」担当理事所管】

19	「 ^{うまい} 美し国おこし・三重」の取組について	63
----	------------------------------------	----

○別冊資料

- (別冊1) 三重県新エネルギービジョン（中間案）
- (別冊2) 三重県の情報システムについての別冊資料
- (別冊3) 三重県過疎地域自立促進方針
- (別冊4) 三重県過疎地域自立促進計画
- (別冊5) 三重県離島振興計画

平成23年5月27日
政 策 部

1 地方分権・地域主権改革について

1 国の動向

政府は、「地域のことは地域に住む住民が決める『地域主権』への転換」を掲げ、「国と地方の協議の場の法制化」「義務付け・枠付けの見直し」「補助金の一括交付金化」「国の出先機関の原則廃止」などの方針を打ち出し、「真の地域主権国家」を築くための改革を進めるため、関係閣僚等からなる「地域主権戦略会議」を設置しました。

同会議での議論を踏まえ、平成22年6月22日に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、12月には一括交付金「地域自主戦略交付金」が創設され、国の出先機関改革の「アクション・プラン」が閣議決定されました。

昨年3月に国会に提出された、いわゆる地域主権関連三法が、一部修正の上、本年4月28日に成立しました。これにより、「国と地方の協議の場」が法制化されるとともに、第1次一括法により、地方分権改革推進計画を踏まえた「義務付け・枠付けの見直し」が行われることになりました。

なお、地域主権戦略大綱を踏まえた「基礎自治体への権限移譲」と「義務付け・枠付けの見直し」にかかる第2次の一括法案が、4月5日に今通常国会に提出されました。

大綱に基づき、今後も取組が推進されるとともに、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」がまとめられる予定です。

2 県の対応

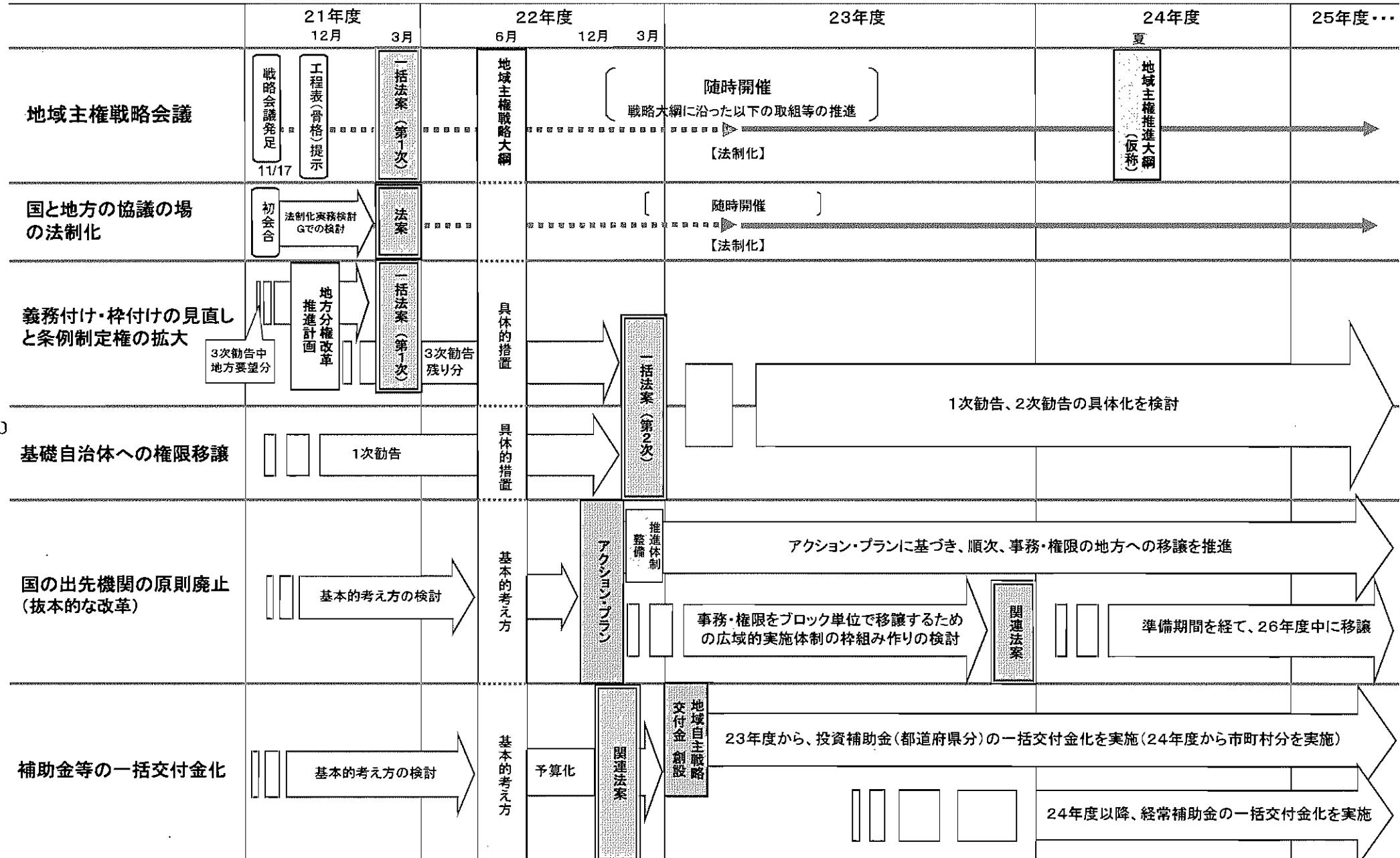
第1次一括法の成立にともない、県において、児童福祉施設等設置等基準に関する条例や道路の構造基準や道路標識の基準に関する条例の制定など、必要な対応を施行期日に合せ進めています。

今後とも、地域主権戦略会議の動向等を注視し、県や市町の業務に与える影響などの情報の把握に取り組むとともに、県内の市町とも情報共有等を図りながら、的確に対応していきます。

また、全国知事会や近隣府県と連携し、真の分権型社会の実現に向けた提言や働きかけを積極的に展開していきます。

地域主権改革の主要課題の具体化に向けた工程表

(H23.1.25 第11回地域主権戦略会議後)



※ 地方税財源の充実確保、直轄事業負担金の廃止、地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し)、自治体間連携・道州制、緑の分権改革の推進の各課題についても、地域主権戦略大綱に沿って取組を推進

地域主権戦略大綱（構成と概要）

平成22年6月

第1 地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「國のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講すべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2~3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目指して「地域主権推進大綱（仮称）」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

第7 直轄事業負担金の廃止

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

第10 緑の分権改革の推進

- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

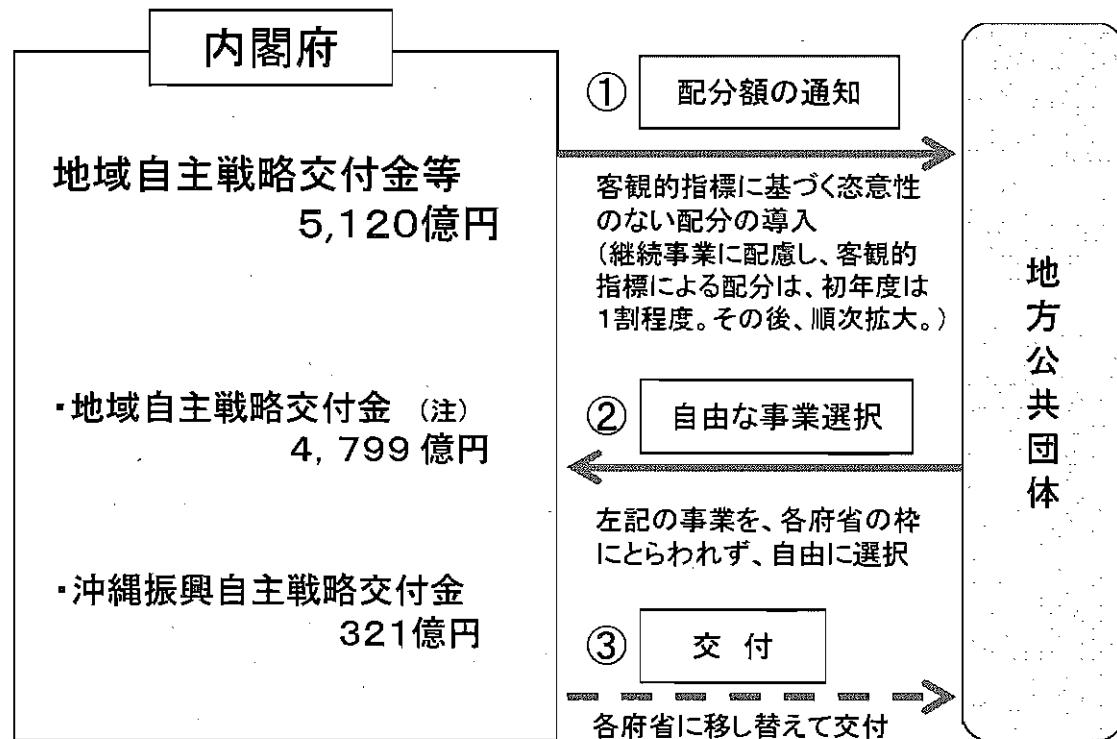
地 域 自 主 戰 略 交 付 金

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」等を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。

<対象事業>

- ・社会资本整備総合交付金の一部
(国土交通省)
- ・農山漁村地域整備交付金の一部
(農林水産省)
- ・水道施設整備費補助 (厚生労働省)
- ・交通安全施設整備費補助金の一部
(警察庁)
- ・学校施設環境改善交付金の一部
(文部科学省)
- ・工業用水道事業費補助(経済産業省)
- ・自然環境整備交付金の一部(環境省)
- ・環境保全施設整備費補助金(環境省)
- ・消防防災施設整備費補助金(総務省)

<スキーム>



(注)このうち、北海道分269億円程度、離島分103億円程度、奄美分33億円程度。
なお、金額は配分予定額の一部。使途は、他地域と同様、地域自主戦略交付金の対象事業の全てである。

アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～の概要

[平成22年12月28日閣議決定]

円滑かつ速やかな実施のための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける

1. 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進

- (1) 広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備(具体的な意思を有する地域との間で、十分な協議・調整)
- (2) 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本
- (3) 移譲対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる
また、移譲される事務・権限の執行に必要な財源を確保(税源移譲も検討)
- (4) 平成24年通常国会に法案提出、26年度中の事務・権限の移譲を目指す

2. 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限の取扱い

- (1) 直轄道路
一般国道の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結するものについては原則移管することを基本
- (2) 直轄河川
一級河川の直轄区間の移管については、一の都道府県内で完結する水系に属するものについては原則移管することを基本
- (3) 公共職業安定所(ハローワーク)
希望する地方自治体において、無料職業紹介、相談業務等を地方自治体の主導の下、一体的に実施
(特区制度の提案にも誠実に対応。国と地方自治体が具体的に協議して設計)
当該一体的な実施を3年程度行い、その過程でもその成果と課題を十分検証することとし、地方自治体への権限移譲について検討
(その際、ILO第88号条約との整合性、雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意)

3. その他

- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については、都道府県に移譲
- (2) 地方自治体の発意に応じ選択的実施等を行う事務・権限については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的移譲を円滑に推進(相談窓口等の体制整備を実施)

4. 国の事務・権限の徹底した見直しによる出先機関のスリム化・効率化

5. 財源・人員の取扱い

- (1) 財源の取扱い
事務・権限の移譲及び人員の移管等に伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる
- (2) 人員の移管等の取扱い
国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備
地方移管等に当たって必要となる枠組み・ルール等を構築

国と地方の協議の場に関する法律の概要

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室

概要

① 構成・運営

・議員

- 国：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する國務大臣
（議長・議長代行を内閣総理大臣が指定）
- 地方：地方六団体代表（各1人）《副議長を互選》

・臨時の議員

- 議員でない國務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
- 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等

- 内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）
- 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

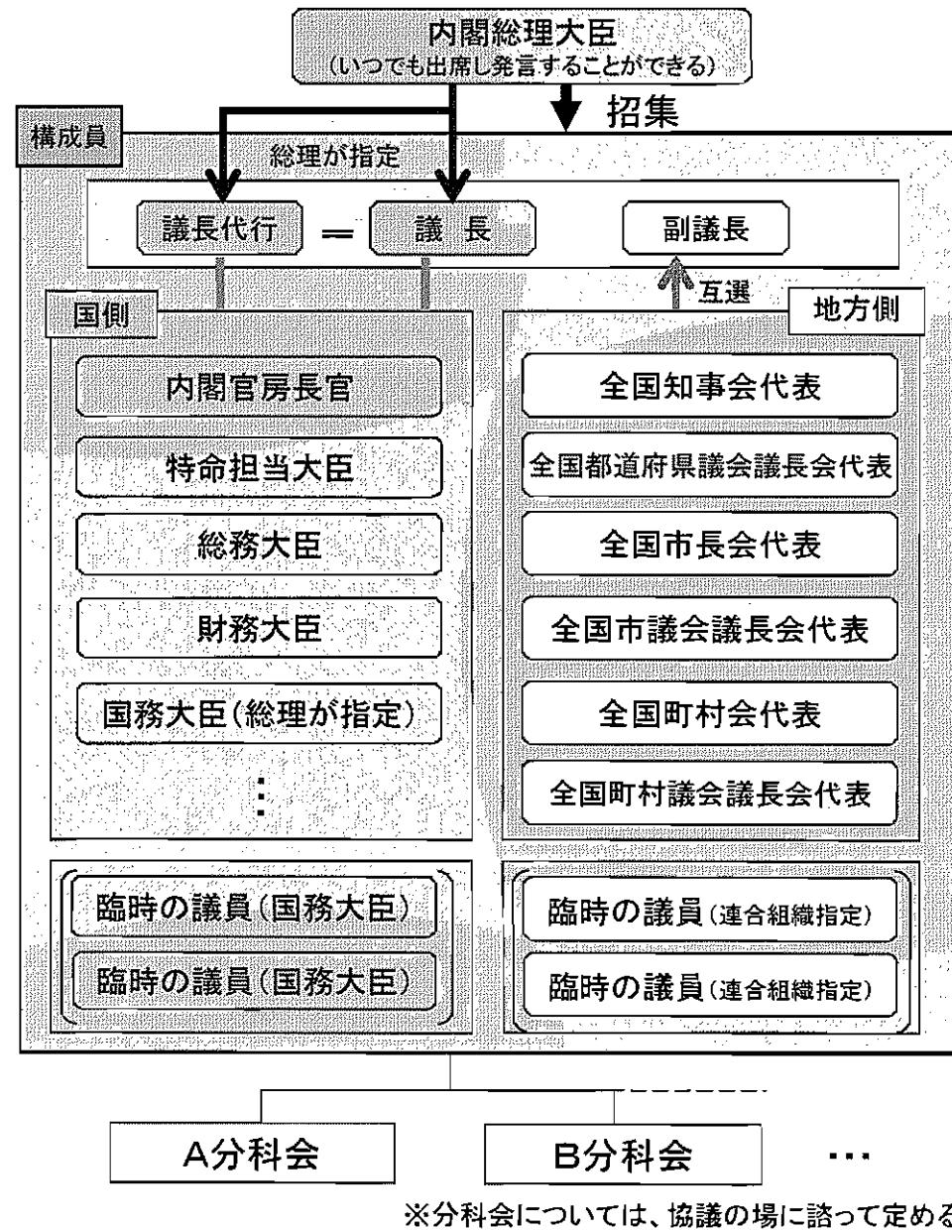
⑤ 国会への報告

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

イメージ



第1次一括法の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

地方分権改革推進計画(H21.12.15閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行う。

○ 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大(41法律)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直し

【例】

(1)施設・公物設置管理の基準

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任
- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任
- ・道路の構造の技術的基準の条例委任

(3)計画等の策定及びその手続

- ・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化

(2)協議、同意、許可・認可・承認

- ・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ
- ・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止

※1 政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※2 政府は、地方分権改革推進委員会による勧告において、地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないものについて、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

○ 内閣府の所掌事務 (改革(※)推進のための基本的政策に関する企画・立案、基本的政策に関する施策の実施を推進) の追加 (内閣府設置法)

※ 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年5月2日)
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年8月2日)
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日

等

1. 改正内容

地域主権戦略大綱(H22.6.22閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(188法律(*))を行う。

① 基礎自治体への権限移譲(47法律)
(都道府県の権限の市町村への移譲)

【例】

- ・未熟児の訪問指導
(保健所設置市まで→市町村まで)
- ・区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定
(都道府県→指定都市)
- ・家庭用品販売業者への立入検査
(都道府県→市)
- ・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定
(特例市まで→市まで)
- ・理・美容所などの衛生措置基準の設定
(都道府県→保健所設置市)

② 義務付け・枠付けの見直しと
条例制定権の拡大(160法律)

【例】

- (1)施設・公物設置管理の基準
 - ・公立高等学校の収容定員の基準の廃止
 - ・公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任
- (2)協議、同意、許可・認可・承認
 - ・地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し
 - ・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
 - ・計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止
- (3)計画等の策定及びその手続
 - ・構造改革特別区域計画の内容の例示化等
 - ・山村振興計画の策定義務の廃止
- 自治体の国等への寄附に係る関与の廃止等

(*): ①・②の重複19法律

2. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日(一部は平成25年4月1日) 等

2 広域連携について

1 中部圏での取組状況

中部圏においては、中部圏知事会や東海三県一市連絡協議会（東海三県一市知事市長会議）などに参画し、交流・連携に取り組んでいます。

昨年11月に本県で開催された中部圏知事会議において、国の出先機関廃止に係る対応について、中部圏としてどのような対応が可能か事務レベルで検討していくこととなり、「国の出先機関改革に係る中部圏研究会」を設けました。

全国知事会で整理された考え方等を参考にして、国の事務・権限の受け入れ可能性などを検討しているところであり、今夏の中部圏知事会議で報告が行われる予定です。

○構成員 中部圏知事会を構成する9県1市の担当課長等+新潟県（オブザーバー）

[中部圏：愛知県（事務局）、三重県、富山県、石川県、福井県、長野県、
岐阜県、静岡県、滋賀県、名古屋市]

○検討概要

- ・国の出先機関の事務・権限に関する広域的対応の諸課題について共同で調査を実施
- ・政府の進める国の出先機関改革に係る当地域での受入について基礎的な検討を行う

2 関西での取組状況

関西においては、近畿ブロック知事会に参画するとともに、関西広域機構（KU）の構成員として、観光や情報発信などの分野で官民連携による事業に取り組んできました。

昨年12月1日に、関西広域連合が設立されましたが、本県が参加する必要性やメリットに乏しいと判断し、設立当初からの参加を見送りました。

同連合の設立後、関西での官民連携事業のあり方について関係機関で検討がなされ、KUについては、今年度内に解散（発展的に解消）することとなりました。これまでKUで実施してきた事業で、今後も官民連携事業として必要と判断した事業（国際観光や国際広報など）については、既存組織を有効に活用し、新たな体制で実施することとなりました（新たな官民連携協議の場を設け、事業は、財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構を一般財団法人に移行させ、実施する予定）。

なお、本県としては、引き続き新組織に参加し、関西における連携・取組を進めています。

3 紀伊半島での取組状況

紀伊半島地域に属する三重、奈良、和歌山の三県で、紀伊半島振興対策協議会（紀伊半島知事会議）を設立し、紀伊半島の振興と活性化を図るために連携事業に取り組んでいます。

昨年7月には、三県及び関係市町村で「吉野・高野・熊野の国」を設立し、建国宣言を行ったところです。この枠組みを活用して、官民連携の実行委員会を立ち上げ、紀伊半島の観光振興と地域活性化を図っています。

参考

○関西広域機構（KU）について

関西の府県、政令指定都市及び経済団体が、広域連携の一層の強化と分権改革の推進を図り、もって活力と魅力あふれる地域として関西が自立することを目的として、8つの既存広域組織の統合・参画により、平成19年7月に設立しました。

【構成員】

(地方公共団体)

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

(経済団体)

社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所、堺商工会議所、社団法人関西経済同友会

○財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構について

近畿圏の活性化を先導する大阪湾岸地域に関する一体的利用を推進するため、広域的共同的取組の促進等を行い、もって、多極分散型国土の形成に寄与することを目的として、平成3年12月に設立されました。

【出捐団体】

(地方公共団体)

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

(民間企業)

旭化成株式会社他104社

○「吉野・高野・熊野の国」について

三重県、奈良県、和歌山県が連携して、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとした紀伊半島の豊かな歴史・文化・自然資源を積極的に活用し、紀伊半島の観光振興と地域活性化を図ることを目的として、昨年7月に設立しました。

【領域】世界遺産の資産を有する市町村（下記の5市11町7村）を核にその周辺地域を含めた地域

三重県：熊野市、尾鷲市、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町

奈良県：五條市、吉野町、黒滝村、川上村、天川村、上北山村、下北山村、野迫川村、十津川村

和歌山県：田辺市、新宮市、かつらぎ町、九度山町、高野町、那智勝浦町、白浜町、すさみ町

3 鳥羽伊良湖航路について

1 鳥羽伊良湖航路の概要

(1) 経緯

平成 22 年 9 月末で廃止予定となっていた鳥羽伊良湖航路は、平成 22 年 10 月 1 日以降新たな経営体制となった伊勢湾フェリー（株）（株主：経営陣 65%、2 県 2 市（三重県、愛知県、鳥羽市、田原市）20%、地元企業 15%）により運航が継続されています。

県では、愛知県、鳥羽市、田原市とともに、鳥羽伊良湖航路の存続、維持に向け、資金支援（貸付金、交付済）、利用促進、港湾使用料・固定資産税等の減免による支援を実施しているところであり（2 県 2 市の負担割合は概ね県 7：市 3）、平成 22 年度～25 年度までの 4 年間で総額約 4 億円の支援を見込んでいます。

【行政の支援概要】

（単位：千円）

	資金支援 (貸付金)	利用促進	港湾使用料・ 固定資産税 等の減免	計	県・市別計
三重県	112,000	21,000	8,000	141,000	282,000
愛知県	98,000	21,000	22,000	141,000	
鳥羽市	10,000	40,200	10,000	60,200	120,200
田原市	10,000	40,000	10,000	60,000	
計	230,000	122,200	50,000	402,200	402,200

(2) 現況

平成 22 年度の伊勢湾フェリー（株）の収支は、運航収入の増加（総旅客数：対前年度 9.2% 増）や同社の人件費削減による経営改善等により、約 6 千 5 百万円の黒字（経常利益）となりました。しかしながら、東日本大震災の影響から、鳥羽伊良湖航路の総旅客数は減少しており、2 県 2 市等が連携して同航路の利用を促進していく必要があります。

2 今後の対応

鳥羽伊良湖航路の利用状況や伊勢湾フェリー（株）の経営状況を注視するとともに、旅行商品の企画造成や航路情報の発信、遠足や団体旅行への助成、サイクル＆ライドシップ等、「鳥羽伊良湖航路活性化協議会（会長：鳥羽市副市長）」が平成 23 年 3 月末に策定した「総合連携計画」に基き、平成 23 年度から 3 年間にわたり、愛知県、鳥羽市、田原市等とともに、利用促進事業を実施していきます。

4 JR名松線の復旧について

1 経緯

- (1) 松阪～伊勢奥津間を走るJR名松線は、平成21年10月の台風18号で被災し、家城～伊勢奥津間は、バスによる代行輸送となっています。
- (2) 名松線の復旧に向け、平成22年1月、津市自治会連合会が116,268名分の署名を集め、JR東海及び中部運輸局に提出しました。
- (3) このような中、平成22年4月、JR東海から、鉄道運行の安全・安定輸送のためには、40の沢不安定箇所等の改善が必要で、その工事は自治体で実施すべき旨の考え方方が示されました。
- (4) これを受け、県は、予防的に安全を確保するという観点から、JR東海提案の対策工事の必要性などについての現地調査を行い、JR東海、津市、県の3者による協議を重ねてきました。
- (5) その結果、「県は治山事業、津市は水路整備事業を行うとともに、県・市はその後の維持管理も行う。JR東海は、県・市の対策工事の完了に合わせ、鉄道施設復旧工事を完了し、名松線の運行を再開する」ことで基本的合意に至りました。
- (6) 対策工事を行うにあたり、今年度4月1日から、津農林水産商工環境事務所に「名松線治山対策課」(4名)を設置し、うち2名は、津市からの派遣職員で対応しています。また、津市も美杉総合支所に対策工事のための事務所を設置し、体制を強化しています。
- (7) (5)の基本的合意事項について、5月20日付で、JR東海、津市、県の3者で協定を締結しました。
- [協定書概要]
- ・津市及び県は、当該区間の鉄道の安全運行を確保するよう、必要な治山事業、水路整備事業を実施する。
 - ・JR東海は、津市及び県の対策事業の完了に合わせて、鉄道施設の復旧工事を完了し、鉄道運行を再開する。
 - ・運行再開後についても、鉄道施設が被災することがないよう、対策事業を施した施設及びその周辺の保全を継続的に行う。

2 今後の対応

今後は、できる限り早期に事業を完了させ、一日でも早く家城～伊勢奥津間の運行再開ができるよう、JR東海、津市と連携を密にして、取り組んでまいりたいと考えています。

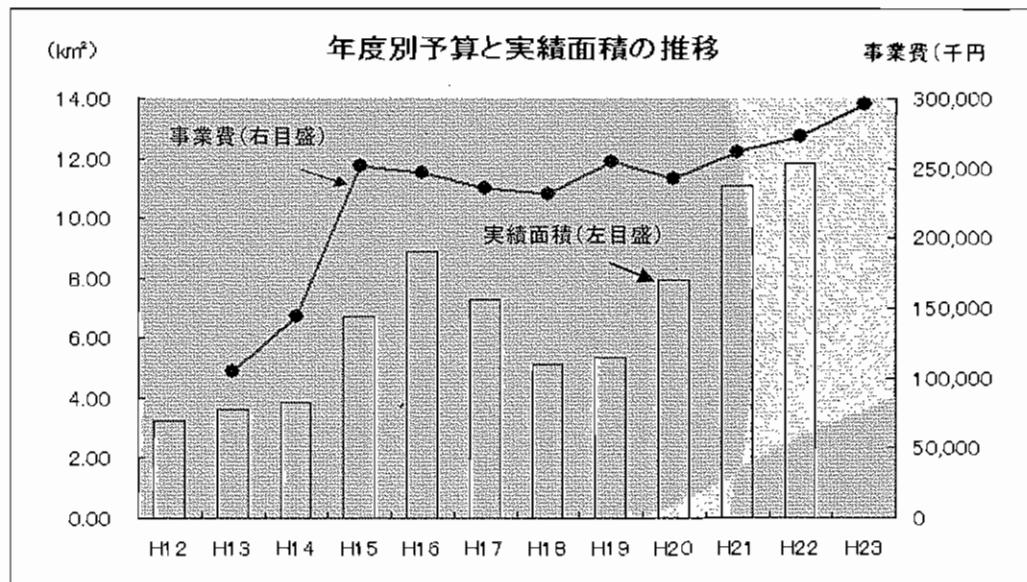
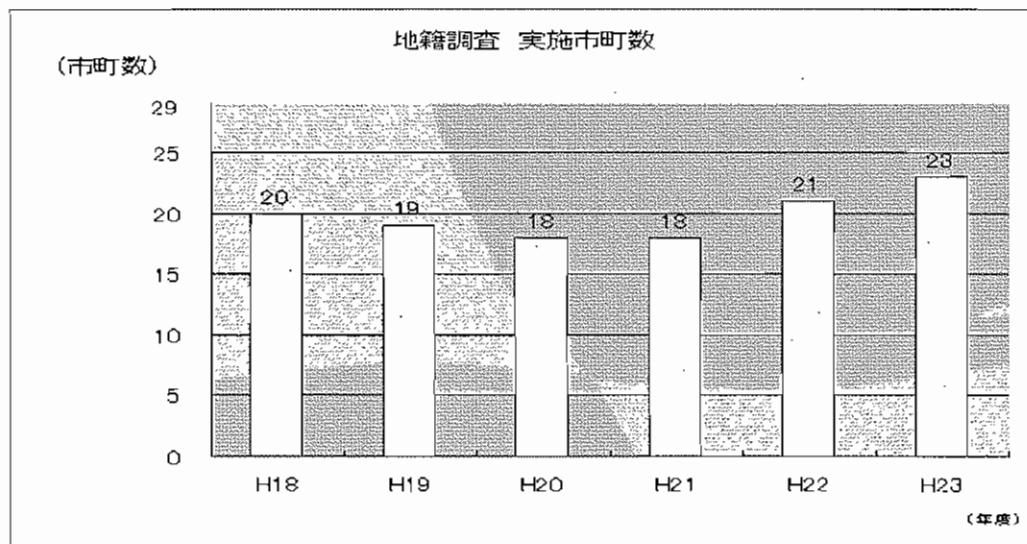
【参考】

- ① JR名松線は松阪～伊勢奥津間（津市・旧美杉村）（43.5km、全15駅）
 - ・開通区間 松阪～家城（津市・旧白山町）（25.8km、9駅（家城駅除く））。
 - ・バス代行区間 家城～伊勢奥津（17.7km、6駅）。
- ② 被災前（平成20年）の列車運行回数1日8往復。1日平均乗車人数553人。
代行バス1日5.5往復（家城行き6本、伊勢奥津行き5本）
- ③ 治山事業は、工期は概ね5年程度、工事費は概算で5億円程度。平成23年度当初予算（環境森林部）では、調査測量設計費及び工事費として、1億9千万円を計上。

5 地籍調査の推進について

1 現状

- (1) 法務局備え付けの登記簿及び公図は、明治初期の地租改正の調査記録を基礎としたものが多く、面積や形状等現地と合致していないため、土地の利用計画及び土地の売買に支障をきたしています。また、土地の境界が不明確なため、相続等に伴う境界紛争、災害時の現地確認ができない等の問題が起きています。
- (2) 地籍調査は、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用、公共事業の効率化及び災害復旧の迅速化などさまざまな効果があります。
- (3) 休止・未着手市町へ実施に向けた働きかけを行った結果、未着手市町を解消し、平成23年度の調査実施市町数は、県内29市町のうち23市町となっています。



2 課題・問題点

- (1) 本県の地籍調査の進捗率は、平成22年度末で、8.21%と全国平均の49%（平成21年度末）に比べて極めて低い状況です。
- (2) 休止市町は、地籍調査の必要性や有効性について一定の理解はあるものの、財政状況の悪化や行政ニーズの多様化等により十分な実施体制づくりが困難となっています。また、かつての調査地区で地籍調査により境界問題が生じたことなどから休止となっている市町もあります。
- (3) 県内においては、東海・東南海・南海地震などの大規模地震の発生が懸念されているなかで、調査が実施されていないと災害復旧・復興に支障を来たすこととなることから、地籍調査を促進する必要があります。
- (4) 山林部においては、所有者の高齢化や森林の荒廃等により境界が不明確となり、土地境界に関する基礎的な情報把握や森林管理が困難となっています。

3 対応方針

- (1) 調査推進の取組
 - 休止6市町の市町長等に地籍調査の必要性や効果を説明し、早期の事業実施に向けた取組を促すとともに、実施市町に対しては事業規模の拡大に向け働きかけます。
 - 県庁内公共事業関連部局で構成する「三重県地籍調査推進会議」を設置し、地籍調査の必要性や実施による用地調査等負担軽減等説明するとともに、公共事業による測量・調査の成果を地籍調査と同等の成果として反映するよう働きかけ、地籍調査の促進を図ります。
- (2) 市町への支援
 - 新たに平成23年度より、地籍調査をより効率的に実施できるように、市町が調査着手前の計画・調査業務を行う「地籍調査スタートアップ事業」及び地籍調査以外の測量・調査の成果を地籍調査と同等の成果として活用する「地籍整備推進調査」に対する経費の支援を行います。
 - 市町担当者の負担軽減を図るため、平成21年度に着手した「地籍調査促進緊急雇用事業」を引き続き実施します。
 - 県国土調査推進協議会等が主催して講習会等を開催し、普及・啓発活動や技術的支援を実施します。また、未加入市町に対しても加入いただくよう働きかけます。

6 水力発電事業の民間譲渡について

1 経緯

- (1) 水力発電事業の民間譲渡については、平成18年3月に県議会から三重県企業庁の民営化に向けた提言を受け、平成19年2月の「企業庁のあり方に関する基本的方向」において、民間譲渡をまずは検討すべき選択肢と判断し、同年10月から中部電力(株)を譲渡交渉先として交渉を続けてきました。
- (2) 譲渡条件としては、「①適正な譲渡価格、②すべての発電所が継続して運営されること、③地域貢献の取組が継続されること」を基本としながら、総合的な視点で検討を行ってきました。
- (3) 平成22年度には、地域貢献のうち「緊急発電放流」を譲渡条件としないことや、譲渡目標時期を平成24年度末から平成26年度末にかけて段階的に譲渡すること、譲渡価格、譲渡範囲についても合意に向けた方向性を整理し、県議会へ説明を行ったうえ、平成23年3月末に中部電力(株)と確認書を締結しました。

2 確認書の概要

確認書は、主に「①譲渡・譲受の対価、②範囲、③時期」等について記載しており、概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡・譲受の対価

譲渡・譲受の対価は、105億円（消費税相当額を除く）とする。

(2) 譲渡・譲受の範囲

10箇所すべての発電所の発電に必要な設備、用地及び権利を譲渡する。

(3) 譲渡・譲受の時期

平成23年6月末までに譲渡・譲受にかかる基本的事項について合意することを前提に、平成24年度末から段階的に譲渡・譲受を開始し、平成26年度末までの3年間において譲渡・譲受の準備の整った発電所等を順次引き渡す。

3 今後の対応

- (1) 中部電力(株)と、譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等について、平成23年6月末頃を目処に仮契約となる基本合意を締結するように協議を進めます。
- (2) 譲渡までに、設備、用地、水利関係手続きなどの課題に的確に対応していきます。
- (3) 地元市町からいただいた要望についても、民間譲渡を踏まえて、関係する市町や団体等と十分に協議をしていくなかで対応していきます。

三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に向けての確認書

三重県（以下「甲」という。）、三重県企業庁（以下「乙」という。）及び中部電力株式会社（以下「丙」という。）は、乙丙間の水力発電事業の譲渡・譲受（以下「譲渡・譲受」という。）について、下記のとおり確認する。

記

（譲渡・譲受協議）

- 1 甲、乙及び丙は、甲及び乙が丙に申し入れた別表1記載の水力発電所等の譲渡・譲受に向けて、引き続き誠意をもって協議を行うものとする。

（基本的事項の合意時期）

- 2 甲、乙及び丙は、平成23年6月末までに譲渡・譲受に係る基本的事項について合意することを目標に協議を進めるものとする。ただし、平成21年3月30日付「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」別紙2記載の課題について、別表2記載の対応方針に従って確実に解決されることを前提とし、平成23年6月末までに、その見通しが得られない場合は、譲渡・譲受に係る基本的事項の合意時期を含めて、再度協議を行うものとする。

（譲渡・譲受の対価、範囲、時期）

- 3 甲、乙及び丙は、これまでの協議を踏まえ、別表3記載の事項について確認する。

（本確認書に定めのない事項に係る協議）

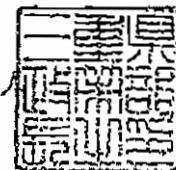
- 4 本確認書に定めのない事項が発生した場合には、甲、乙及び丙は誠意をもって協議するものとする。

本確認の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が各自記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年 3月31日

甲 三重県政策部長

小林 清



乙 三重県企業庁長

高杉 晴



丙 中部電力株式会社

取締役専務執行役員
経営戦略本部長

勝野



別表1

1. 水力発電所

発電所名	最大電力(kW)	型式	所在地
青蓮寺発電所	2,000	ダム式	名張市中知山
比奈知発電所	1,800	ダム式	名張市上比奈知
蓮発電所	4,800	ダム式	松阪市飯高町森
青田発電所	2,800	水路式	松阪市飯高町青田
長発電所	2,600	水路式	多気郡大台町長ヶ
宮川第一発電所	25,600	ダム水路式	北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原
宮川第二発電所	28,600	水路式	北牟婁郡紀北町紀伊長島区三浦
宮川第三発電所	12,000	ダム水路式	多気郡大台町大杉
三瀬谷発電所	11,400	ダム式	多気郡大台町菅合
大和谷発電所	6,400	水路式	多気郡大台町久豆

2. ダム

ダム名	堤高(m)	堤長(m)	発電持分(%)	所在地
不動谷ダム	20.5	44.0	100.0	(不動谷川左岸) 多気郡大台町大杉 (不動谷川右岸) 多気郡大台町大杉
三瀬谷ダム	39.0	160.0	100.0	(宮川左岸) 多気郡大台町弥起井 (宮川右岸) 多気郡大台町菅合

別表2

(1) 課題の内容及び対応方針（地域貢献課題）

課題		対応方針	
項目	内容		
1 宮川の流量回復	<p>○宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、水利使用規則に定められた宮川ダムからの河川維持放流量（毎秒0.37m³）に、発電用貯留水から毎秒0.13m³を上乗せした毎秒0.5m³の放流を平成18年4月から実施している。</p> <p>○流域関係市町からの更なる流量回復への要望や、県議会「宮川プロジェクト会議」における議論の内容を踏まえ、甲は「流量回復についての基本姿勢（案）」に基づき対応していくこととし、その中で新たに「栗生頭首工直下で毎秒3m³を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m³を限度に放流する」方針としたところ、県議会からもこの方針を尊重する旨の提言が出された。</p>	<p>○甲は関係箇所（市町及び関係団体）との調整を行いながら、「栗生頭首工直下で毎秒3m³を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m³を限度として放流する」ための具体的運用ルールや流量測定方法を策定する。丙もその策定に協力する。</p> <p>○譲渡・譲受後は、甲が行う「宮川ダム直下において毎秒0.5m³、栗生頭首工直下において毎秒3.0m³」の運用の検証や流域全体での議論の方向なども見極めながら、「宮川流域振興調整会議」において慎重に検討していく。</p>	
2 治水機能の確保	<p>①宮川ダムにおける事前放流等</p> <p>○治水上必要と判断される場合には、洪水調整容量を多く確保するために発電容量を含めた事前放流を実施できるとする内容の覚書及び確認事項を宮川ダム管理者と交換し、運用について協力している。</p> <p>○宮川ダム放流時は、三瀬谷ダムも連携し、ダム水位を事前に低下させる運用を行っている。</p>	<p>○丙は事前放流の協力について、左記覚書に基づく現在の運用を継続する。</p> <p>○丙は宮川ダム放流と連携した三瀬谷ダムの運用を継続する。</p>	
3	②三浦湾への緊急発電放流	○平成16年度の災害時の出水と同規模の出水が発生した場合には、宮川第一、第二発電所において、緊急発電放流を行うための運用方法を検討する。	
4	③三瀬谷ダム湖内の砂利採取	○河川管理者が許可した砂利採取業者が行う砂利採取に対して、ダム運用に支障のない範囲で協力している。	
5	灌漑補給 (三瀬谷ダム、宮川ダム)	<p>○宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定に基づく運用を行っている。</p> <p>○渇水時には、宮川渇水調整協議会の調整などに基づくダムや発電所の運用を行っている。</p>	<p>○丙は左記協定に基づき現在の運用を継続する。</p> <p>○丙は渇水時には、渇水協議会での調整結果に基づく運用を行う。</p>
6	三瀬谷ダムの工業用水	<p>○南伊勢工業用水道事業を廃止することとし、関係市町の同意を得ている。</p>	<p>○南伊勢工業用水道事業は関係市町の同意を得たうえで廃止しているため、三瀬谷ダムは発電専用ダムとして丙が運用する。</p> <p>○工業用水の需要が発生した場合の代替水源としては、蓮ダムの未利用水源や地下水の活用を含め、甲が適切に対応する。</p>
7	森林環境の保全	○甲が実施する森林環境創造事業に対して、乙は宮川ダム上流域等の県補助金額を負担している。	
8	稚鮎の放流（三瀬谷ダム）	○三瀬谷ダム建設時に漁協と交換した覚書に基づき、補償として鮎放流に対する経費負担を行っている。	
9	三浦湾漁場環境の保全 (濁水調整)	○宮川第一、第二発電所の濁水時の発電運用に関しては、協定に基づき、濁水時には発電を停止する運用を行っている。	
10	三瀬谷ダムの流木除去	○ダム運用に支障とならないよう、乙は必要に応じ流木除去を実施している。	
11	関連施設	<p>①三瀬谷ダム湖の漕艇場</p> <p>○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定に基づきダム湖を漕艇場として開放している。</p>	
12	②三瀬谷ダム堰堤の自動車通行	○三瀬谷ダム堰堤が、自動車通行可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、設備開放を行っている。	
13	三瀬谷ダム下流の濁水対策	○三瀬谷ダム下流の濁水の漁業への影響について、関係者から一定の対策を求められており、ダム管理者として今後の対応を検討している。	
14	奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画	<p>○乙は、漁協と協議の結果、濁水対策に代わるものとして、平成21年度から5年間、漁協に対して鮎放流への協力を実行する。</p> <p>○奥伊勢湖環境保全は、地元にとって重要であることから、甲が譲渡・譲受の対価の一部をその事業費に充てることにより、これを継続する。</p> <p>○丙は奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画する方向で協議を進めていく。</p>	

(2) 課題の内容及び対応方針（地域貢献以外（用地、設備等）の課題）

課題		対応方針
1	発電所等設備用地に係る土地諸権利の取得 ・導水路用地等	
2	発電所等設備用地に係る財産管理上必要な事項の整備 ・境界未確定部分の確定、境界確定書、境界標、図面の整備等 ・発電用途以外にも供されている土地に係る権利関係の整理等	○乙は、丙と協議のうえ、発電所等設備用地等に係る土地諸権利を取得する。 ○乙は、丙と協議のうえ、境界未確定部分を確定させるとともに、境界確定書、境界標、図面の整備を行う。 ○乙は、丙と協議のうえ、未登記土地を解消させる。
3	発電所等設備の公衆保安及び維持管理等に必要な設備修繕・改修等 ・電気・土木・通信設備の修繕・改修の実施 ・不要設備の整理等	○乙は、丙と協議のうえ、現地設備と合致した設備管理用図面を整備する。 ○乙は、丙と協議のうえ、現地設備が関係諸法令に適合しているかを確認し（届出確認、技術基準への適合確認など）、必要により手続を行う。
4	発電所等設備の維持管理上必要な図書類の整備 ・電気・土木・通信設備に係る図面類の整備	○乙は、丙と協議のうえ、POB含有機器類の取替を行う。 ○乙及び丙は、協議のうえ、宮川第三発電所建物のクラックの改修を行う。 ○乙は、丙と協議のうえ、大和谷発電所主要変圧器周辺の沈下対策を行う。 ○乙は、丙と協議のうえ、設備の必要箇所の修繕を行う。
5	共有施設等に係る責任分界、管理方法及び費用負担等の整理 ・共有発電施設、道路巡視路等に係る管理方法・範囲等の整理	
6	補償契約、その他約束事項、諸要望等の解決 ・補償契約等に係る継続事項の整理 ・魚道改修等諸要望への対応	○乙は、丙と協議のうえ、補償契約、その他約束事項、地元要望等について解決を図る。
7	河川法・電気事業法等関係法令に基づく運用及び監督官庁との調整協議 ・適正な取水管理、水利使用規則に基づく適切な運用 ・申請手続の実施	○乙及び丙は、協議のうえ、河川法・電気事業法等関係法令に基づく譲渡・譲受に必要な手続や発電所等の運用上の諸規程の整理などを行う。
8	水利権更新業務への対応	
9	その他	○上記のほか、譲渡・譲受に当たり解決が必要な事項について、甲、乙及び丙が協議のうえ、対応方針を決定する。

別表3**譲渡・譲受の対価、範囲、時期**

項目	基本合意あるいは譲渡譲受に向けた対応
1 譲渡・譲受の対価	○105億円（消費税相当額を除く）とすることで協議を進める。
2 譲渡・譲受の範囲	○別表1記載の水力発電所等における発電に必要な設備、用地及び権利を譲渡・譲受することで協議を進める。 ○発電用施設以外の公舎等の建物や土地については、乙において適切に処分等の対応を行うことで協議を進める。
3 譲渡・譲受の時期	○平成23年6月末までに譲渡・譲受にかかる基本的事項について合意することを前提に、平成24年度末から段階的に譲渡・譲受を開始し、平成26年度末までの3年間において譲渡・譲受の準備の整った発電所等を順次引き渡すことで協議を進める。 ○譲渡・譲受が完了するまでの間の発電所等の運転管理等の必要経費については、乙及び丙が別途締結する電力受給契約の受給料金として丙が負担するものとし、当該受給料金については総括原価方式により算定するものとする。

7 新エネルギー・ビジョンの策定について

1 現 状

県では平成 12 年 3 月に「三重県新エネルギー・ビジョン」を策定（平成 17 年 3 月改定）し、新エネルギーの導入促進に取り組んできました。

平成 22 年度には、ビジョンの目標年度を迎えることや新エネルギーを取り巻く状況変化などを踏まえ、新たなビジョンの策定に向けて検討を行い、平成 23 年 3 月に中間案を取りまとめ、県議会政策総務常任委員会へ報告するとともにパブリックコメントを実施したところです。

2 課 題

新たなビジョンの中間案取りまとめ後に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故、さらには中部電力浜岡原子力発電所の運転停止により、エネルギーをめぐる状況は大きく変化しています。

具体的には、安全で地球温暖化対策への貢献も期待でき、災害時においても自立分散型としてエネルギーを確保できる新エネルギーへの関心がより一層高まっていること、また、県民生活や企業等の活動に大きな影響を与えることなく省エネルギーの取組を進めていく必要があることなどがあり、これらの観点を踏まえたビジョンの見直しが必要と考えています。

このようなエネルギーをめぐる状況変化を受けて、県では、エネルギーの安定供給の確保、新エネルギーによる地域エネルギーの確保や省エネルギー対策を総合的に推進することを目的として、平成 23 年 5 月 16 日に知事を本部長とする三重県エネルギー対策本部を設置したところです。

3 対応方針

県内市町と連携とともに企業・大学等の意見も聴きながら、三重県エネルギー対策本部での議論を踏まえ、新たなビジョンを今年度中に策定するよう、検討を進めています。

新たな「三重県新エネルギービジョン」（中間案）

理念

新エネルギーを活用した 地域におけるエネルギー自給力の向上

将来像

理念を踏まえ、多様な主体の新エネルギーに関する取組により、次に掲げる社会の実現を目指していきます。

新エネルギーの導入が進んだ社会

多くの家庭や事業所、公共施設においては、太陽光発電、太陽熱利用などの身近な新エネルギーが導入され、農山漁村では未利用となっていたバイオマスを利用した発電や熱利用、農業用水路など既存の施設を活用した小水力発電、風況を生かした風力発電の導入などが進み、エネルギー自給力の高い社会となっています。

環境に配慮し効率的なエネルギー利用が進んだ社会

家庭や事業所ではヒートポンプ式などの高効率給湯器やコージェネレーション、燃料電池の導入が進み、エネルギーが効率的に利用されています。運輸部門ではハイブリッド自動車や電気自動車などのクリーンエネルギー自動車の導入が進んでいます。

新エネルギー関連産業の振興による元気な社会

新エネルギーを積極的に導入することによって、さらなる関連産業の需要が創出されるとともに、県内の大学及び事業者等の研究開発力を生かして、新エネルギーに関連する産業が成長しています。さらにこれらの産業が新たに立地することで雇用も創出され、地域経済が活性化し元気な社会となっています。

現状

- 現行ビジョンでは、平成22年度（2010年度）末までに、原油換算で31万キロリットルの導入を目標
- 平成21年度（2009年度）末までの導入実績は、原油換算で約27万2千キロリットル（進捗率約88%）
- 新エネルギーの導入は、出力の不安定性や高コストなどの課題がある
- 現在のところ安定供給量の課題もあるが、長期的にはエネルギー自給率の向上やエネルギー供給源の多様化、地球温暖化対策への効果が見込まれている
- 産業振興への波及効果が期待されている

目標

平成32年度（2020年度）末までに、原油換算で81万3千キロリットルに相当する量の新エネルギーを県内に導入

これは、

- ・平成20年度（2008年度）の三重県における最終エネルギー消費量837万キロリットルの約10%に相当
- ・一般家庭で消費されるエネルギーの約43万8千世帯分に相当
- ・二酸化炭素換算で約169万トンの温室効果ガス排出削減に相当

基本取組

①住宅等における太陽光発電等の導入促進

日常生活で消費しているエネルギーを新エネルギーへ転換されるよう、家庭への新エネルギー設備の導入促進を図ります。

②ビル、工場等における太陽光発電等の導入促進

事業活動の過程で消費しているエネルギーを新エネルギーへ転換されるよう、事業所への太陽光発電設備等の導入促進を図ります。

③公共施設における太陽光発電等の率先導入

④風力・中小規模水力発電施設の導入促進

自然環境や住環境との調和に十分留意しつつ、風力発電や、既存施設を活用した中小規模水力発電が適切に導入されるよう取り組みます。

⑤バイオマス発電・熱利用等の導入促進

各地域の特性に応じた効率的なバイオマスのエネルギー利用が進むよう、支援のあり方を検討していきます。

⑥地域冷暖房などにおける新エネルギーの導入促進

まちづくりの中で積極的な新エネルギーの導入を検討するとともに、新エネルギーの導入を単なるエネルギーの問題に限定せず、地域を活性化する特色あるまちづくり・地域づくりにつながる取組を検討します。

⑦新エネルギーに関する情報提供、普及啓発

⑧新エネルギーに関する人材育成

体系的な環境エネルギーの教育の充実をはじめ、さまざまな手段を活用した情報提供・広報活動を通じて人材育成を図ります。

⑨家庭における高効率給湯器等の導入

家庭でのエネルギー消費を抑制していくために、高効率給湯器等の導入促進に向けて普及啓発を進めます。

⑩企業における生産性向上設備（コージェネなど）の導入

事業活動におけるエネルギー消費の抑制とともに、企業の生産性向上に資するコージェネレーションなどの導入促進に向けた普及啓発を進めます。

⑪クリーンエネルギー自動車の導入・インフラ整備

量産・実用化が進むクリーンエネルギー自動車に転換することによって、化石燃料の消費抑制につながるよう、クリーンエネルギー自動車の導入推進に向けた取組を行います。

⑫新エネルギーに関する研究開発の促進

⑬新エネルギー産業に関する設備投資及び立地の促進

成長分野である新エネルギーをはじめとする環境・エネルギー関連産業の集積を図るなど、県内経済の活性化に向けた取組を行います。

基本方向

【新エネルギーの導入促進】

家庭・事業所における新エネルギーの導入

環境と調和した新エネルギーの導入

まちづくりにおける新エネルギーの導入

新エネルギーに関する人づくり、組織づくり

【エネルギー利用の効率化】

家庭・事業所等における革新的なエネルギー高度利用技術の導入

【新エネルギー関連産業の振興】

新エネルギー関連産業の育成等

8 川上ダム建設事業について

1 現在の状況

川上ダムは、独立行政法人水資源機構が伊賀市（旧青山町）地内の淀川水系前深瀬川に建設中の多目的ダムで、上野遊水地、河道掘削とともに伊賀地域の浸水被害の軽減と、水道水源の確保のため必要不可欠な施設として推進してきた事業です。

完成予定は平成 27 年度、総事業費は約 1,180 億円となっており、平成 22 年度末までの事業費は約 617 億円、進捗率は約 52% となっています。

事業は昭和 56 年に着手し、これまでに家屋移転は完了し、用地についても約 97% を取得済みで、平成 23 年 1 月には、本体工事の準備工事である転流工工事（仮排水路トンネル工事）が完了しており、現在、付替道路工事を実施しています。

また、川上ダムの建設を行うために必要となる法手続として、平成 21 年 3 月に「淀川水系河川整備計画」の策定、平成 21 年 4 月に「淀川水系における水資源開発基本計画（フルプラン）」の変更が閣議決定され、平成 23 年 2 月には「川上ダム建設事業に関する事業実施計画」の変更が認可されています。

2 課題

国の「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換により、川上ダムは検証の対象とされ、平成 22 年 9 月に示された見直し基準に基づき、現在、検証作業が行われています。検証を終えるまで新たな段階となる本体工事に進まないこととなっているため、治水、利水効果の発現の遅れやダム事業費の増加が懸念されています。

3 対応方針

川上ダムは、本県にとって治水、利水の両面において必要不可欠な施設であることから、ダム事業の検証を速やかに実施して平成 27 年度の完成工期を厳守するよう、国、水資源機構に強く働きかけていきます。

9 情報化の推進について

1 情報化の取組について

国のIT戦略は、基盤整備から利活用へと移行し、「新たな情報通信技術戦略(2010年5月公表)」において国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現をめざしています。

三重県では、「三重県IT利活用の基本方針」を策定し、県政の推進にIT(情報通信技術)を活用することで、行政サービスの向上や行政運営の効率化に取り組むとともに地域の情報格差の解消など、誰もが安心して安全に、しかも容易に使えるIT利活用の環境整備に取り組んでいます。

2 本県の情報システムの現状

平成22年度における情報システムの状況は下記のとおりとなっています。

(1) 情報システムの現状

三重県で運用を行っているシステムのうち、平成22年度に予算を執行したシステムは、知事部局、教育委員会、警察本部、企業庁、病院事業庁等を合わせ、全体で192システムでした。(別冊2:三重県の情報システム一覧参照)

平成22年度に再構築等を行った主なシステムは、「県立総合医療センター医療情報システム」、「三重県警通信指令システム」、「防災情報提供プラットフォーム」、「環境総合監視システム」等があります。

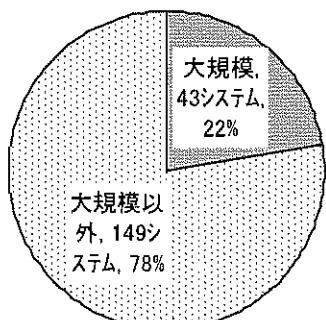
(2) 情報システムの契約の状況

平成22年度における県全体の情報システムの予算額は約60億5千万円で、契約額の総額は約54億6千9百万円でした。そのうち大規模システム*が約47億6千2百万円で全体の約87%を占めています。(別冊2:大規模システムの概要参照)

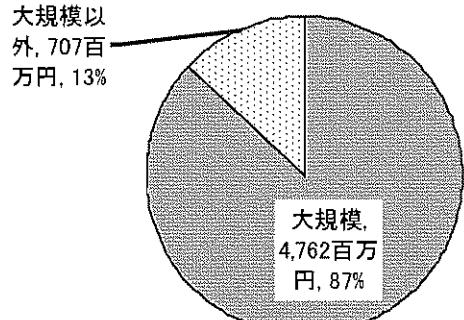
大規模システムの経費のうち、システム開発やコンピュータの購入費等、初期投資に必要なイニシャルコストは約18億7千6百万円であり、システム保守やコンピュータのリース費用、回線使用料等、経常的に必要なランニングコストは、約28億8千6百万円でした。全体の経費のうち、ランニングコストの占める割合は約61%となっています。

*大規模システム:年間経費(将来見込みを含む。)が5千万円以上のシステムを大規模システムとしています。(平成22年度決算では43システムが該当)

システム数の割合(平成22年度)

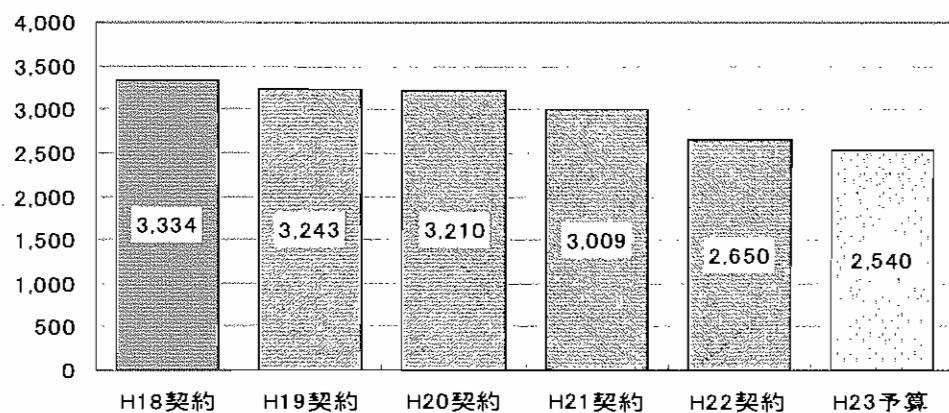


契約額の割合(平成22年度)



また、大規模システムのうち、平成18年度の情報システム審査委員会設置以降、運用を続けている37システムのランニングコスト（保守・運用経費）を比較すると、毎年、順調に減少しており、契約額では平成22年度においても、前年度と比較して約3億5千9百万円（約14%）（予算額では約4億8千万円（約15%））、平成18年度と比較すると約6億8千4百万円（約21%）減少しています。

比較可能な大規模システム（37システム）のランニングコストの推移（単位：百万円）



3 IT調達適正化に向けた取組について

（1）これまでの取組

平成18年度から情報システム審査委員会を設置して、情報システム調達の予算要求前及び契約前の支援・審査を行っています。

平成23年度予算の予算要求前審査では、61億7千万円の要求に対して、情報システム化計画の熟度や必要性・緊急性が低い、経費積算の見直し等の理由により5億7千万円の削減を行いました。

【予算要求前審査結果】

区分		平成22年度当初予算	平成23年度当初予算
審査	審査対象システム数	197 システム	201 システム
	審査対象額	74 億 2 千万円	61 億 7 千万円
	要求を妥当とした額	51 億 5 千万円	48 億 4 千万円
	予算検討が必要とした額	17 億 0 千万円	7 億 6 千万円
	削減額	5 億 7 千万円	5 億 7 千万円
	当初予算額	60 億 5 千万円	50 億 7 千万円

また、平成21年度から、CIO補佐業務を外部専門家に委託し、

- ① ITの適正な利活用を進めるための基本方針の策定
- ② 調達の支援・審査体制の強化によるコスト削減
- ③ 情報システムの調達にあたって、担当者が参考とすべき基本方針や契約前審査の充実、成果品の的確な検収・確認の実施などの標準的な手順を定めた「三重県情報システム調達ガイドライン」の改訂
- ④ 情報システム調達に係る審査、支援業務（OJT）の実施による情報担当職員のスキルアップ
- ⑤ 情報セキュリティ対策の推進（実地監査やセルフチェックなどの実施）による職員の危機管理意識の向上

などに取り組んできました。

CIO補佐業務におけるこれまでの取り組みにより、情報システム調達における支援・審査の仕組みが整い、調達の適正化が図られるなど、一定の成果を上げています。

（2）今後の取組について

平成23年度から2カ年にわたり、引き続きCIO補佐業務を委託し、昨年度改訂した「三重県情報システム調達ガイドライン」の活用などにより、情報システム調達のより効果的、効率的な審査を実施していくとともに、昨年度から本格運用を開始した共通機能基盤（中小システム統合サーバ、共通アカウント管理、リモート保守、統合監視システム）の利用拡大により、コスト削減のほか、職員の業務負荷の軽減やセキュリティ対策の向上を図っていきます。

また、システムの開発や再構築時における構想段階で設定した目的や創出される効果を、システム運用後に検証し改善策に生かしていく評価手法の構築など、IT投資全体を見通したPDCAサイクルの確立に努めています。

4 クラウドコンピューティング（クラウド）※の活用について

クラウドは、IT投資コストの削減や、システム運用職員の負担軽減、短期間でシステム導入が可能、などの効果が期待できることから、県ではその活用に取り組み、一定の成果を上げています。

一方、国は自治体クラウド開発実証事業の実施や自治体クラウド推進本部の設置など、市町の情報システム（住民税、国民健康保険等）へのクラウド導入を促進しています。

県としても、市町向けクラウドサービスの提供状況や先進事例などの情報を収集し、「三重県電子自治体推進連絡協議会」などの場で提供するとともに、情報漏えい対策など情報セキュリティの信頼性や、事業者が倒産した場合のサービスの継続性など、クラウド特有の課題・留意点について、市町とともに検

討を進めています。

※ クラウドコンピューティング（クラウド）：コンピュータのハードウェア、ソフトウェアなどの機能を、ネットワーク（雲：クラウド）を介して利用する形態のこと。

5 全庁的な基盤システムの運用

（1）県民サービスの充実

① 「県ホームページ」では、各所属が簡単に掲載できる仕組みを整え、最新情報を提供しています。

※ 月間平均アクセス件数(平成 22 年度)：約103万件

② 「電子申請・届出システム」では、インターネットを利用して県の行政手続きができ、手続きの軽減と効率化が図られています。

※ 申請様式のダウンロード件数(平成 22 年度)：156, 062件

③ 「G I S（地理情報システム）」では、地図情報を自由に編集できる簡易型G I Sを無料公開し、様々な地図情報を提供しています。

※ M-GIS ダウンロード累計件数(平成 22 年度末)：49, 659件

（2）行政の業務効率化

① 一人一台パソコンを配備し、電子メールやグループウェア、TV会議システム等、様々なシステムを導入し、情報共有や事務効率化を図っています。

なお、平成 23 年度の更新パソコン台数は、1, 644 台を予定しています。

※ グループウェア 月平均アクセス件数(平成 22 年度)：約101万件

② 「総合文書管理システム」では、行政文書の起案、保存、情報公開、廃棄に至るまでの全般を電子化し、県内部の総合的な情報管理をしています。

※ 総合文書管理システム利用件数(平成 22 年度)：約63万4千件

※ ホームページでの文書件名公開件数(平成 23 年 3 月登録分まで)：約290万件

10 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について

1 経緯

- (1) 地域づくりの推進に取り組むにあたっては、県と、これまでに各地域において地域づくりを進めている市町との連携を一層強化することが重要なことから、県と市町が地域づくりの推進等について適切な役割分担のもと、協働して地域づくりの基盤整備に向けた取組を進めるため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(以下「協議会」という。)を平成21年2月に設置しました。
- (2) 協議会の検討会議では、地域づくりに関する全県的な課題や地域課題の解決に向けて取り組み、平成22年度は、全県的な課題3テーマ、地域課題18テーマの計21テーマに取り組みました。(別紙1参照)
- (3) なお、協議会の取組は、平成21年4月から「三重県地域づくり推進条例」(平成20年5月20日施行、以下「条例」という。)第4条第1項で規定された「地域づくりが円滑かつ効果的に行われる仕組み」として位置付けています。

2 協議会の概要(別紙2参照)

(1) 構成員

協議会は、県と市町が対等な関係で設置する共管組織で、会長に三重県知事、副会長に三重県市長会会长、三重県町村会会长及び三重県政策部を担任する副知事が就任しています。また、それ以外に、市町長、副知事、県部局長等及び県民センター所長が構成員となっています。

(2) 組織

協議会は、県内の全県的な政策課題等の協議・検討を行う「全県会議」と、県民センター単位で市町の地域づくりに関する課題の協議・検討を行う「地域会議」で構成されています。それぞれの会議には、「総会」又は「トップ会議」の他、「調整会議」と「検討会議」を設置して県と市町の担当職員が具体的のテーマの調整や検討を行っています。

3 取組方針

地域づくりに関する課題等の解決に向け、県と市町の役割を明確にし、必要な情報の提供や国、県等の各種支援制度を有効に活用することで、協議会を円滑かつ効果的に運営することにより、地域づくりの基盤整備に向けた取組を推進していきます。

なお、協議会の平成22年度における取組状況については、今後、条例第5条に基づき9月会議へ報告するとともに公表を予定しています。

【参考】

「三重県地域づくり推進条例」(抜粋)

(県の役割等)

第4条 県は、住民をはじめとする多様な主体と対等の立場において信頼かつ協調の関係を保持し、多様な主体の意見が反映された地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により仕組みを構築しようとするときは、その仕組みを議会に示さなければならない。
- 3 前項に規定する仕組みは、この条例の趣旨を尊重し、知事が定めるものとする。

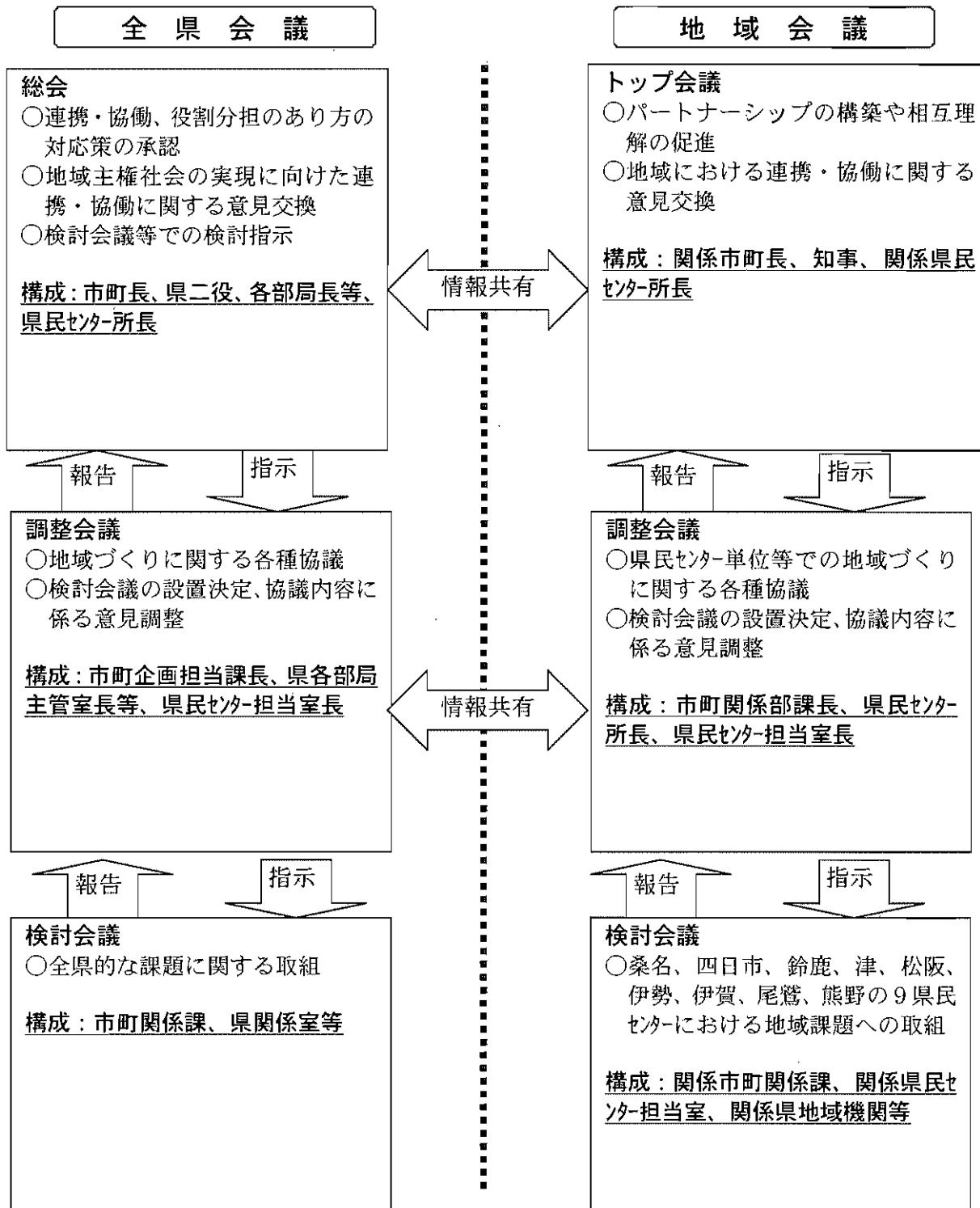
(議会への報告)

第5条 知事は、毎年、前条第二項の規定により議会に示した仕組みに基づく地域づくりの実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

**平成22年度『県と市町の地域づくり連携・協働協議会』
検討会議テーマ一覧**

全県会議のテーマ	地域会議のテーマ	
	県民センター	テーマ
①地域主権改革を踏まえた権限移譲の進め方検討会議 ②地域における公共交通のあり方検討会議 ③三重県観光の持続的な発展のあり方検討会議	桑 名	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と公の距離を近づける条件整備について ・人の「いのち」と「くらし」を支える「自然と共生するまちづくり」について
	四日市	<ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏構想について ・四日市市の中核市移行について ・コミュニティバスの効果的な運用について
	鈴 鹿	<ul style="list-style-type: none"> ・まちかど博物館を活かしたまちづくりについて ・鈴鹿亀山地域における文化財の保存・活用に向けた連携について ・鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興について
	津	<ul style="list-style-type: none"> ・津市総合計画と連携した特色ある地域づくりについて
	松 阪	<ul style="list-style-type: none"> ・超高齢化地域対策について（山里の未来創造事業） ・定住自立圏構想の推進について
	伊 勢	<ul style="list-style-type: none"> ・都市との交流事業による人口減少対策について ・定住自立圏構想について
	伊 賀	<ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏構想について
	尾 鷲	<ul style="list-style-type: none"> ・集落活性化支援のあり方について ・防災体制の強化について
	熊 野	<ul style="list-style-type: none"> ・熊野地域における移住・交流の推進について ・防災に関する人材の育成及び活用について
計 3	計 18	

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組み



事務局： 県・市長会・町村会

11 過疎・離島地域の振興について

1 現状

(1) 過疎地域振興

過疎地域自立促進特別措置法により、県内では、9市町（津市の一部、松阪市の一部、鳥羽市、尾鷲市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町）が過疎地域に指定されています。同法に基づき、「三重県過疎地域自立促進方針」及び「三重県過疎地域自立促進計画」を策定し、市町計画と連携・協力しながら過疎地域の自立促進をはかっています。

計画の対象期間は、平成22年度～27年度までの6年間で、毎年、計画の進捗管理を行うとともに、3年後をめどに計画の見直しを行う予定です。

また、6年間の県計画における概算事業費は808億円、市町計画における概算事業費は1,578億円（うちソフト事業159億円）となっています。

さらに、県独自に「準過疎地域」を指定（旧勢和村、旧浜島町、御浜町）し、県単補助金などによる支援を行っています。

(2) 離島地域振興

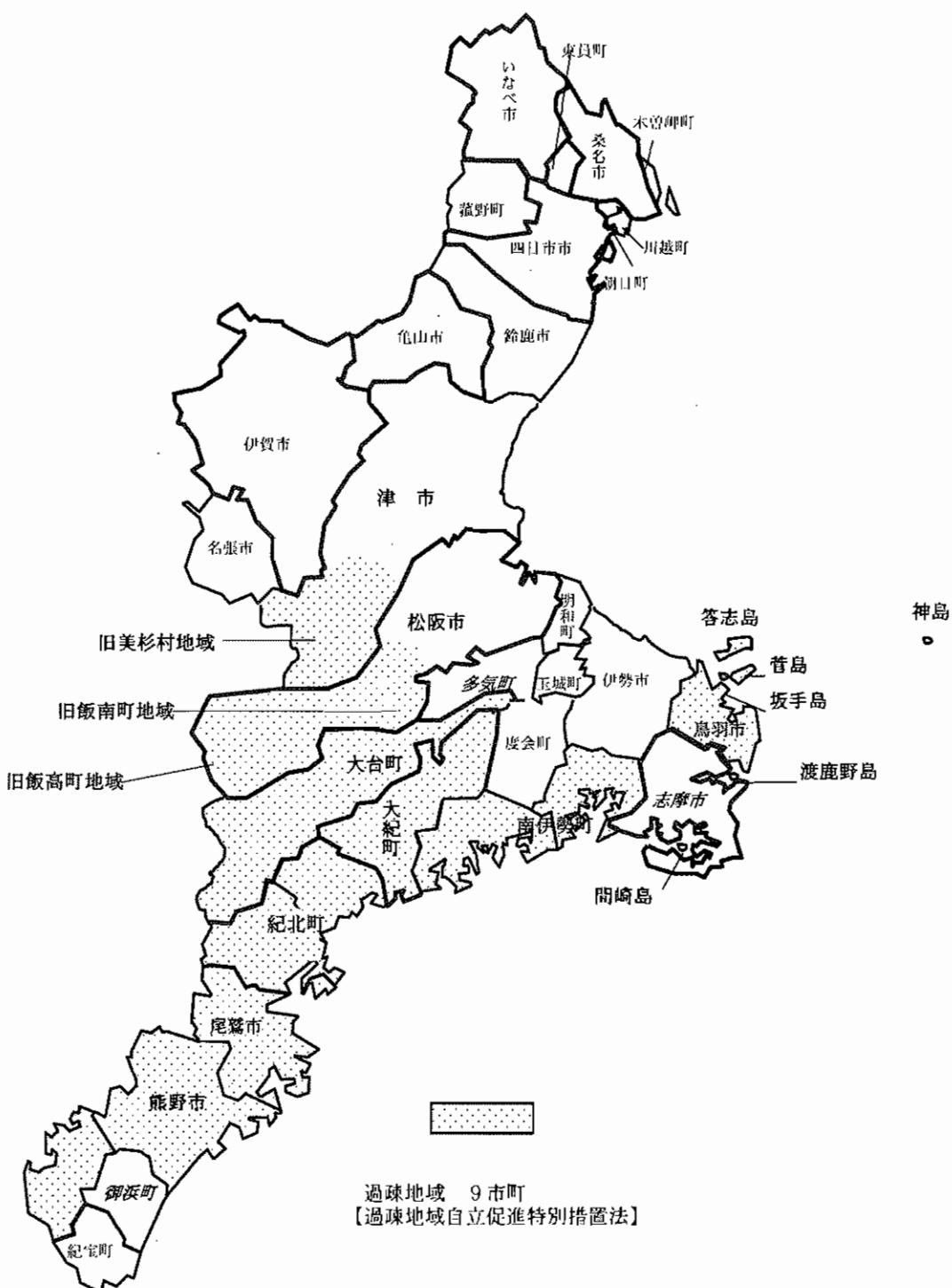
離島振興法により、県内では、鳥羽市の4島（神島、答志島、坂手島、菅島）と志摩市の2島（間崎島、渡鹿野島）の計6島が離島振興対策実施地域として指定されています。この地域では、同法により、国庫補助率のかさ上げ措置などが適用されているほか、県では、「三重県離島振興計画（H15～24年度）」に基づき、鳥羽市・志摩市とともに離島振興をはかっています。

また、離島住民等の生活交通確保のため、鳥羽・神島航路（鳥羽市）、和具・賢島航路（志摩市）、尾鷲・須賀利航路（尾鷲市）の3航路を支援しています。

2 取組方向

過疎離島地域の振興を図るため、「三重県過疎地域自立促進計画」や「三重県離島振興計画」に基づく総合的な措置を講じるとともに、地域・集落における住民の身近な課題の解決や地域の活性化など、市町の自立に向けた取組を支援します。

県内の過疎・離島地域



12 宮川流域ルネッサンス事業について

1 経緯

- (1) 宮川流域ルネッサンス事業は、豊かな自然と優れた地域資源を持つ宮川流域を、「日本一の清流」を持つ地域として次世代に引き継ぐとともに、流域が一体となって取り組む流域圏づくりの推進をめざして、平成9年度にスタートしました。
- (2) 平成10年2月に「宮川流域ルネッサンス・ビジョン」を策定し、同年12月には2010年度(平成22年度)を目標とした基本計画を策定するとともに、4年毎に実施計画を策定し、事業を展開してきました。
- (3) 平成12年6月には、流域市町と県、国関係機関により「宮川流域ルネッサンス協議会」が設立され、地域における事業推進の担い手として役割を果たしています。
- (4) 取組を通じて、宮川が全国一級河川における水質日本一を、過去10年間に8度獲得したことをはじめ、森林保全の推進や宮川流域案内人等による地域の活性化など多くの成果をあげてきました。また、「宮川流域ルネッサンス協議会」を中心とした、住民、企業、行政等、多様な主体が参画する取組が地域に定着してきました。

宮川流域ルネッサンス事業の4つの基本理念

- I 清流や森林、渓谷、干潟など豊かな自然の保全・再生
- II 豊かで清らかな川の流れを甦らせる健全な水循環の構築
- III 川とともに育まれてきた歴史・文化の継承・発展
- IV 自然環境と調和した魅力ある流域づくり

2 取組方針

(1) 「宮川流域ルネッサンス協議会」への参画

宮川流域ルネッサンス事業の取組は、「宮川流域ルネッサンス協議会」が主体となって、宮川流域ルネッサンス事業の理念を引き継ぐ事業方針を策定したところであり、県は、引き続き同協議会に参画し、地域を支える多様な主体との協働のもと、地域資源を生かした自発的な地域づくりの取組を推進していきます。

(2) 宮川流域に残る地域課題への対応

宮川流域ルネッサンス事業のこれまでの取組を通して、基盤整備や集客交流の促進などは推進されたものの、水や環境の保全、地域振興といった課題が依然として存在することから、県府内に宮川流域ルネッサンス事業の取組推進に向けた連絡調整会議を設置し、関係各部局が連携して、宮川流域の課題に対応していきます。

13 木曽岬干拓地について

1 経緯と現状

木曽岬干拓事業は、農家の経営規模拡大、農業の近代化及び経営の安定化を図ることを目的に、昭和41年度に国営事業として着手されました。以来、30余年の経過に伴い、木曽岬干拓地を農業的土地利用から都市的土地利用に転換し、その有効利用を図ることが求められるようになりました。

平成11年6月には、木曽岬干拓地土地利用検討委員会の報告書で、「当面は現状の地盤高での利用を前提とした適切な利用を図りつつ、将来的には盛土等を前提とした高度な形での都市的な土地利用に発展させていくという段階的な土地利用が現実的で望ましい」と提言されました。

この提言を土地利用の基本的な考え方とし、県が当面の土地利用計画を策定して、平成13年3月に国から購入しました。（三重県：335.2ha、約117億円、愛知県：79.6ha、約28億円）

(1) 当面の土地利用

当面の土地利用計画に基づく「わんぱく原っぱ」については、平成18年6月から建設発生土による盛土（-0.5m→+4.5m）を開始し、平成23年4月末で約186万m³（計画約260万m³）の土を搬入しており、平成27年度供用を予定しています。

(2) 保全区の整備

伊勢湾岸自動車道を挟んだ干拓地の北部約174ha（三重県：約145ha、愛知県：約29ha）について、平成17年度に環境影響評価を行いました。

環境影響評価に基づく環境保全措置として、繁殖が確認された希少種の猛禽類「チュウヒ（絶滅危惧IB類）」等の保全区（57ha）を干拓地の南端に平成18年度から22年度において整備しました。

(3) アクセス道路

干拓地の整備と並行して、国道23号から干拓地に至るアクセス道路として県道木曽岬弥富停車場線の整備を実施しています。

(4) 将来の土地利用の検討

平成21年度に実施した土地利用方策の検討により、立地可能性が高いと考えられる物流・農業・環境関連等業種に対し、平成22年度は、企業ヒアリング等を実施しました。

2 取組方針

(1) 当面の土地利用

平成27年度「わんぱく原っぱ」供用に向け、土砂確保に関する積極的な情報収集と各方面への働きかけを行い、盛土工事の進捗に努めます。

(2) 環境影響評価事後調査

環境影響評価書に基づき平成18年度から実施している環境影響評価事後調査を継続して行います。

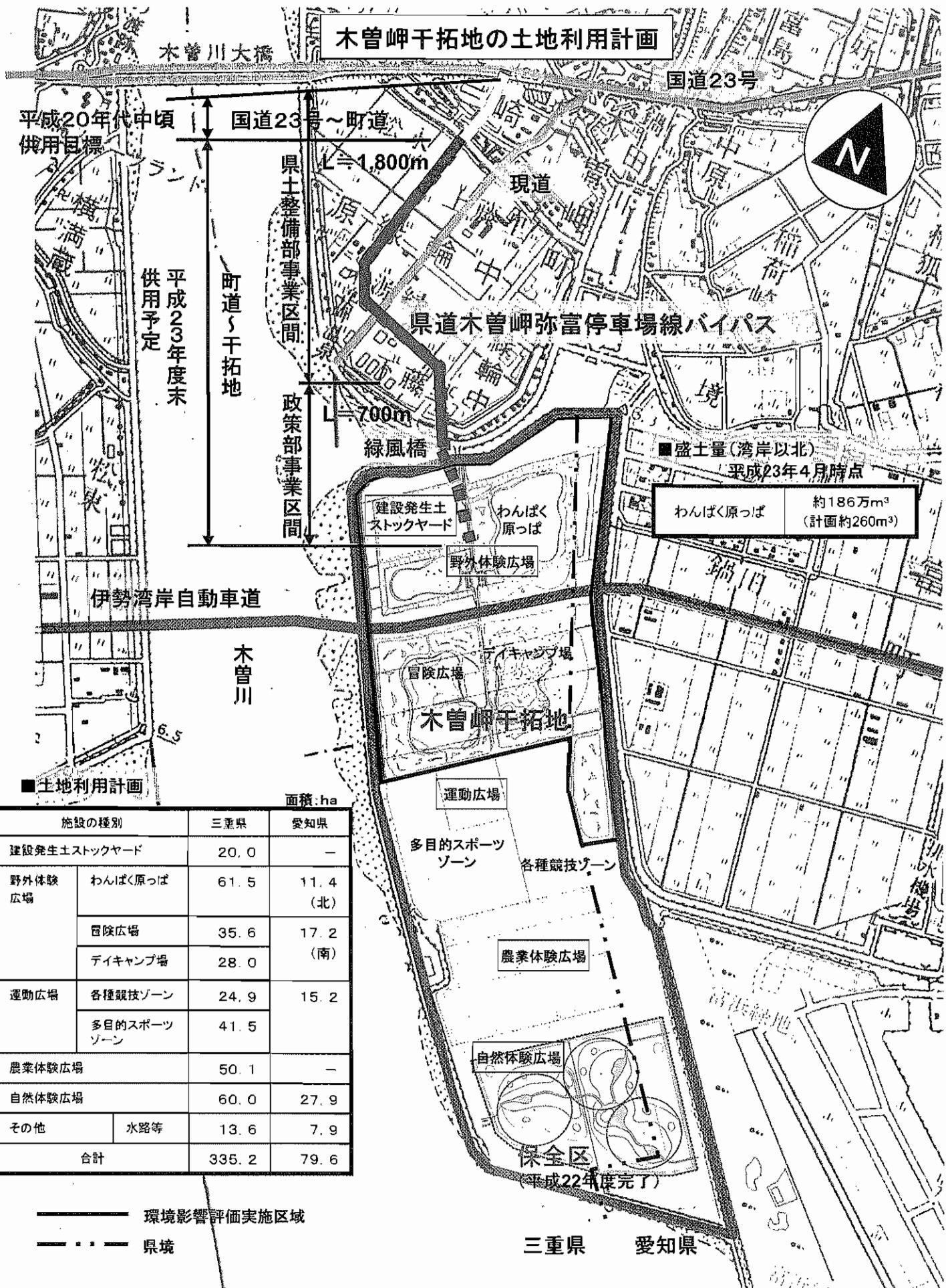
(3) アクセス道路

県道木曽岬弥富停車場線バイパス工事は、干拓地から町道松永上藤里線までは平成23年度末完成、国道23号までは平成20年代中頃完成を目指し、工事を進めるとともに、円滑な工事進捗のために関係者との調整を図っていきます。

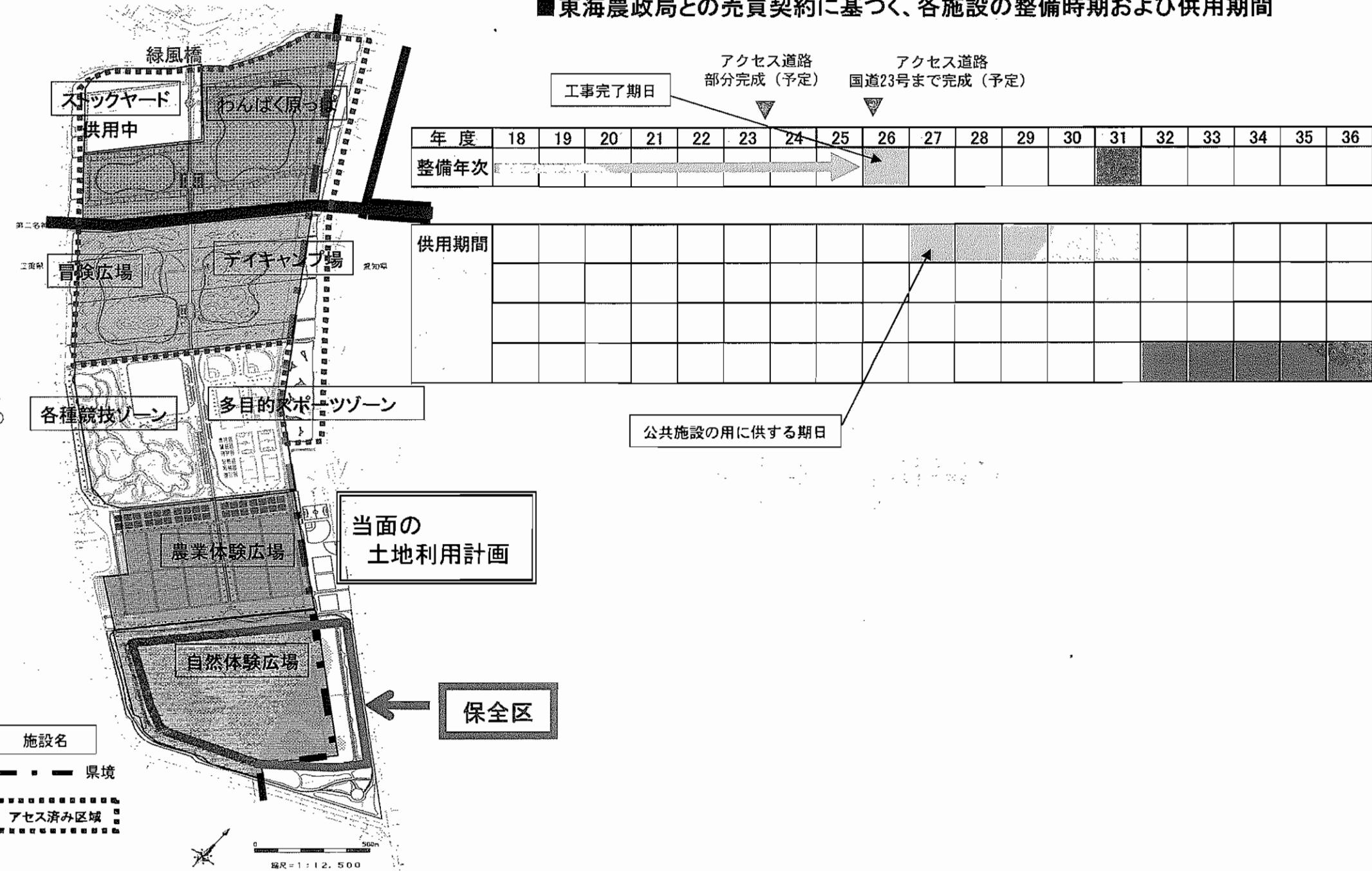
(4) 将来の土地利用の検討

平成21年度から22年度に実施した「土地利用方策の検討」に引き続き、インフラ整備パターン・概算工事費について検討を行います。

以上、木曽岬干拓地の取組については、引き続き地元や愛知県などの関係機関及び関係者との連携を図りながら進めていきたいと考えています。



■東海農政局との売買契約に基づく、各施設の整備時期および供用期間



14 大仏山地域の土地利用の検討について

1 概 要

- (1) 中南勢地域総合開発構想における住宅政策として位置づけられた大仏山地域の土地約 94ha のうち、約 52ha（工業団地予定地（県土地開発公社等所有地）約 22ha、政策部所管地約 30ha）が未利用地となっています。
- これまで関係市町とともに「大仏山地域連絡協議会」などを通じて工業団地予定地を中心に検討を重ねてきましたが、未利用状態が続いています。
- (2) 工業団地予定地については、関係 3 市町（伊勢市、明和町、玉城町）と協議を重ね、平成 21 年 1 月、工業団地白紙化の同意を得ました。
- そのため、大仏山地域の新たな土地利用を検討することを目的として、関係 3 市町長、副知事及び政策部理事等で構成する「大仏山地域土地利用検討協議会」を平成 21 年 3 月 27 日に設置しました。
- (3) 平成 21 年度には関係市町と協議を行い、土地利用の方向についてとりまとめました。

【土地利用の方向】

- ①現状の自然環境を生かし、地域の多様な主体の連携による、里山の保全・活用や自然を楽しむ空間としての利用
- ②隣接する県営大仏山公園、伊勢市大仏山公園スポーツセンターと連携し、自然を生かした健康づくりの空間としての利用
- (4) 平成 22 年度は、平成 21 年度に決定した土地利用の方向を踏まえ、下部組織の調整会議で地形的条件、土地利用にかかる制約事項、大仏山地域の自然環境・植生分布の現況委託調査結果等を考慮し、土地利用について区域別の検討を行いました。

検討案では、現状の自然を生かした利用を図るため 3 つの区域に分けて土地利用の活用を図ることとしています。

2 今後の対応

- (1) 平成 23 年度は、多様な主体の参画の可能性、土地利用者等の需要予測、実現可能な事業主体、規模、手法の検討を行っていきます。
- (2) また、平成 23 年 6 月、「大仏山地域土地利用検討協議会」を開催し、平成 22 年度における調整会議の検討内容について協議を行う予定です。



大仏山地域の土地利用検討

H21年度の検討

土地利用の方向

現状の自然環境を生かし、地域の多様な主体の連携による、里山の保全・活用や自然を楽しむ空間としての利用

隣接する県営大仏山公園、伊勢市大仏山公園スポーツセンターと連携し、自然を生かした健康づくりの空間としての利用

H22年度の検討

1地形的条件・土地利用にかかる制約事項の確認

- ・宮川用水により南北に分断
- ・公園管理用道路により東西に分断
- ・保安林の存在、農地の仮登記
- ・都市計画用途地域(第一種低層住居専用)指定
- ・遺跡の存在、未買収地の存在

2具体的利用策

- ・赤道等を利用した散策路
- ・保安林の利活用を兼ねた整備
- ・多様な主体によるBMXコース
- ・多目的広場
- ・耕作放棄地を利用した市民農園など

施設整備・安全面・経費等

実現困難

3自然環境、植生分布等の現況調査

- ・コナラ群落、ハンノキ群落、抽水植物群落等
- ・希少種の存在

明和町の地域課題の共有と解決方策の検討

- ・県営公園への北側からの進入道路の改修
- ・下流地域の排水対策

自然を学ぶ・守る空間

現状

- ・新池周辺は湖沼の景観に優れている
- ・既存の散策路が(池・公園から)存在する
- ・自然観察を行うのに適する植生が分布する

- ・自然を観察し、身近な生物、植物、自然の大切さを学ぶ
- ・水辺空間の保全・整備を行い、生物多様性保全を図る

憩い・健康づくりの空間

現状

- ・既存の散策路が存在する
- ・耕作放棄地がハンノキ群落に遷移している

- ・森の中でくつろぎ、身近な自然とふれあい憩う
- ・自然林の観察、森の中での運動(歩く)

自然を守る空間

現状

- ・樹木等が伐採されている箇所がある
- ・保安林指定区域の周囲に赤道等を利用した既存の散策路が存在する
- ・周囲に町並み保存を行っている施設がある

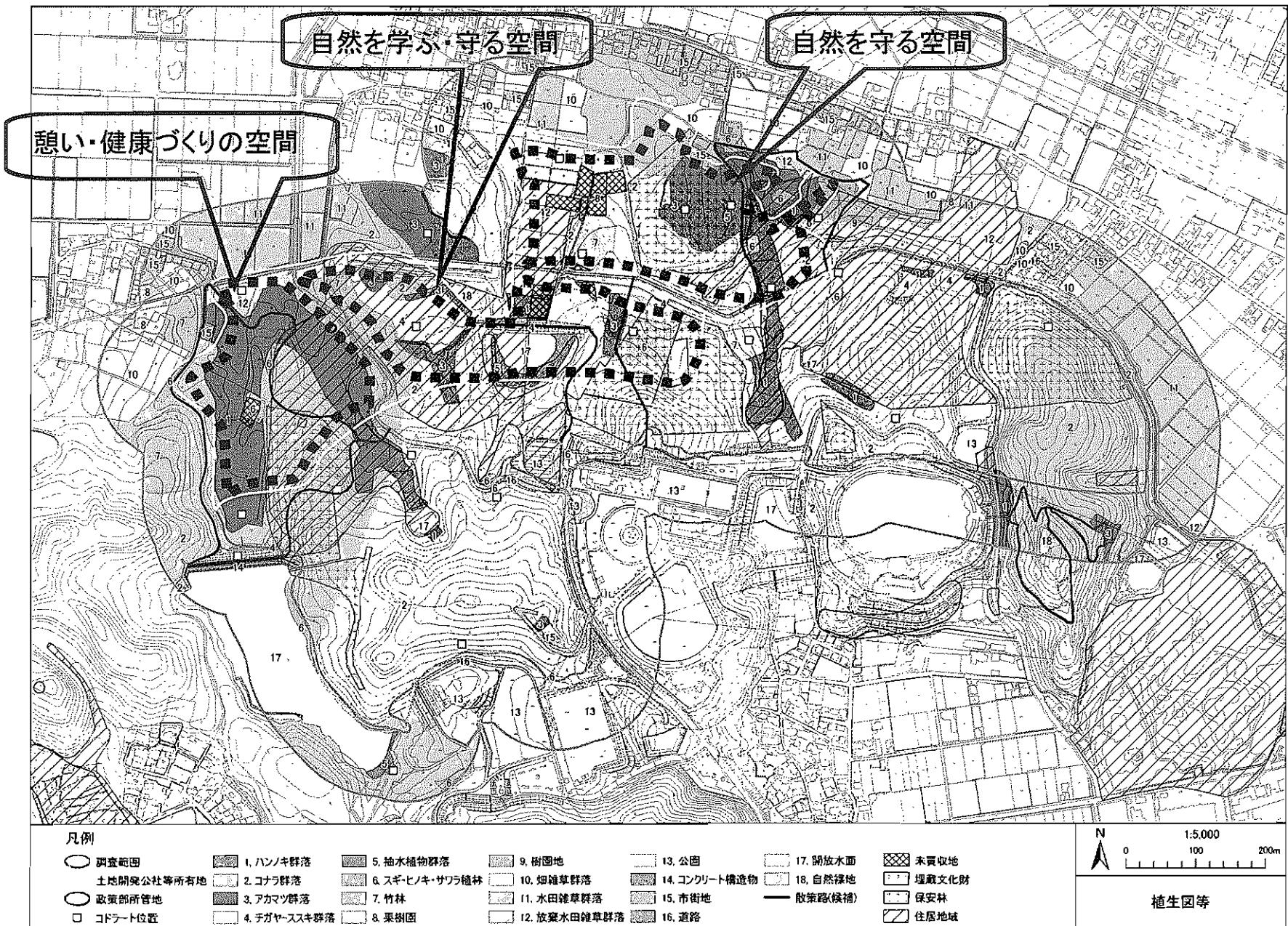
- ・里山での森林作業を実施し、森林保全活動を行う

・多様な主体の参画の可能性

- ・土地利用者等の需要予測
- ・実現可能な事業主体、規模、手法の検討

・地域課題に配慮した具体的利用策の可能性

H
2
3
年
度
の
検
討



15 県から市町への権限移譲について

1 本県の権限移譲のしくみ

県から市町への権限移譲については、地方自治法（条例による事務処理の特例制度）に基づき、平成12年に「三重県の事務処理の特例に関する条例」を制定し、その推進を図ってきました。

また、平成17年度には「三重県権限移譲推進方針」を策定し、関連する複数の事務をまとめて移譲する「包括的権限移譲」の方法により、より一層の推進を図っています。

【三重県権限移譲推進方針】

- ①平成17年6月に、権限移譲をより一層推進するための方針として、市町との協議を経て策定しました。
- ②権限移譲の方法は、市町の自主性・自立性の向上、効果・効率的な事務執行を図るために、関連する複数の事務をパッケージにして移譲する「包括的権限移譲」としました。
- ③市町へ移譲する事務の選定は、市町の意向を尊重し、市町毎に希望する事務を移譲することとしました。

【移譲に伴う県からの支援】

①財政的支援

地方財政法に基づき、毎年度、移譲市町に対して交付金を交付しています。

②人的支援

事務の内容により、必要に応じて県職員の派遣や市町職員の受入を実施しています。

2 移譲実績（「三重県の事務処理の特例に関する条例」による権限移譲）

移譲事務数 58法令等632事務（平成23年4月1日現在：経由事務を除く）

3 権限移譲をとりまく状況

- (1) 国において、都道府県から基礎自治体への権限移譲を規定した第2次一括法案（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案）が国会に提出されています。（平成23年4月5日）
- (2) 「三重県権限移譲推進方針」は策定から6年が経過し、包括的権限移譲に対する各市町における移譲の検討もほぼ終了したことから、見直しの必要があります。

4 今後の取組方針

- (1) 法定権限移譲（一括法案による行われる権限移譲）の円滑な実施
市町への的確な情報提供や引継ぎ、研修、県からの支援等を行います。
- (2) 条例による権限移譲の推進
国の一括法案の成立後すみやかに、現行の「三重県権限移譲推進方針」を改定します。

【「三重県権限移譲推進方針」の改定】

- ①「地域主権改革を踏まえた権限移譲の進め方検討会議」を設置し、県と市町の権限移譲担当者間において協議を進めています。
- ②改定内容については、包括的権限移譲（パッケージ）の見直しや県からの支援（財政支援、人的支援）のあり方等について検討しています。

16 東紀州観光まちづくり公社について

1 概要

東紀州地域の経済の活性化をはかり、地域の自立的な発展を進めるため、平成19年4月1日に東紀州地域活性化事業推進協議会を母体として、県・東紀州5市町により東紀州観光まちづくり公社（以下「公社」という。）を設立し、東紀州地域における地域づくりを観光振興、産業振興、まちづくりの面から総合的に推進しています。

公社の概要は次のとおりです。

- (1) 組織形態：任意団体
- (2) 所在地：県尾鷲庁舎3F（紀北事務所）
県熊野庁舎2F（紀南事務所）
- (3) 構成団体：三重県、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
- (4) 理事長：尾鷲市長 岩田昭人
(平成22、23年度は尾鷲市長（尾鷲市長と熊野市長が2年交代）)
- (5) 職員：14名（内訳：県4名、市町10名）
- (6) 平成23年度事業費：41,650千円（うち県負担金18,950千円）

2 現状と課題

熊野古道伊勢路を核とした旅行商品の企画やエージェントセールスなど観光面での取組を進めており、平成22年のエージェントと連携した熊野古道ウォーク参加人数は24,774人で、前年と比較して28.9%（5,547人）増となっています。また、地域特産品の高付加価値化や販路拡大などを支援し、そのブランド力強化をはかるため、名古屋市内へのアンテナショップの設置や「東紀州花まるの店」の取組を進めています。さらに、熊野古道語り部友の会の活動への支援等を進めており、平成22年の熊野古道語り部による古道客案内人数は22,884人で、前年と比較して56.7%（8,281人）増となっています。

今後とも、公社は、地域のコーディネーターとして、市町等多様な主体と連携し地域の資源や魅力を生かした事業を展開するなど、観光振興、産業振興、まちづくりの面で引き続き地域をリードしていく必要があります。

3 今後の取組

(1) 観光振興部門

東紀州地域への旅行商品等を企画し、三大都市圏の旅行会社へエージェントセールスを行うとともに、スケッチツアー等を開催するなど、東紀州地域

への集客をはかります。また、プレス＆フィルムコミッショナを通じた取材に協力することで、東紀州地域の魅力を発信します。

(2) 産業振興部門

水産加工品や柑橘類など地域特産品の高付加価値化や販路拡大をはかるため、支援制度等の助言や物産展のアテンド、セミナーの開催に取り組みます。また、名古屋市に設置したアンテナショップを拠点に市内の商店街と連携した物産展等を開催するとともに、都市圏のバイヤー等との商談会により販路開拓を行います。

さらに、宿泊施設や物販施設など観光事業者を対象にホスピタリティ研修を行うとともに、これまでよりも1ランク上の飲食店を紹介する「東紀州花まるの店2012」の取組を通じてサービスの改善を促していきます。

また、新たに、土産物マップの作成、B級グルメを活用したイベントを行います。

(3) まちづくり部門

みえ熊野学の研究成果を生かし、5市町ごとの巡回講座や三大都市圏における文化講座の開催、情報誌「おくまの」の発行を行います。また、熊野古道語り部友の会が実施する新規語り部養成講座や地域の中学生を対象とした現地学習会への支援を行うとともに、熊野古道保存会の活動に対しても、草刈機等の購入費用などの支援を行います。

引き続き、東紀州地域の資源を活用した滞在型・体験型観光を推進するとともに、地域特産品のブランド力強化や飲食店・宿泊施設等の受入態勢の強化、みえ熊野学を核とした地域づくりに取り組むなど、公社の地域におけるコーディネーターとしての役割を充実させていきます。

17 東紀州地域の集客交流拠点について

東紀州地域への集客交流をはかるため、平成19年2月尾鷲市に熊野古道センターを、平成21年7月熊野市に紀南中核的交流施設「里創人熊野俱楽部」を整備しました。

なお、熊野古道センターは、NPO法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワークが平成22年度から平成26年度まで指定管理者制度による運営を行い、紀南中核的交流施設は、株式会社エムアンドエムサービスが運営しています。

1 熊野古道センター

(1) 概要

① 施設の内容

- ・ 敷地面積 38, 863m² 建築面積 3, 356m²
- ・ 交流棟（交流ロビー、総合案内コーナー、会議室、和室、体験学習室）
- ・ 展示棟（展示ロビー、常設展示室、企画展示室、映像ホール）
- ・ 研究収蔵棟（図書資料室、特別展示室、収蔵庫）

② 指定管理者の体制（平成23年4月1日現在）

NPO法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク

職員10名（うち役員3名）

(2) 現状及び課題

平成22年度は、「筏師の道」や「熊野古道伊勢路のおもてなし」など、熊野古道や熊野古道周辺のくらし、文化などを紹介する企画展の開催、また、交流イベントや体験学習など、地域と連携した事業を開催してきました。その結果、平成22年度の来館者数は115, 876人で、平成21年度と比較して5.2%（5, 773人）増となっています。

今後とも、来館者数を増やしていくため、魅力的な企画展や地域と連携した交流事業の実施、ホームページを活用した世界に向けた情報発信、他の施設と連携した取組が必要です。また、熊野古道の歴史、自然及び文化に関する情報を収集していく必要があります。

(3) 今後の取組

地域の人びとに気軽に熊野古道センターへ来ていただけるよう、「御船祭り（紀宝町）」や「サンティアゴ巡礼路」等の企画展示や開館5周年記念イベントを実施することとしています。また、地域と連携して「熊野古道まつり」等の交流イベント、ひのきアート等の体験教室を引き続き実施するほか、外国語版ホームページの充実、隣接する「夢古道おわせ」など他の施設との連携を一層深めていくこととしています。さらに、江戸期に熊野古道を歩いた

人々の「熊野道中記」の収集などが行われる予定です。

県としては、地域との調整もはかりながら、指定管理者が行う集客交流、情報発信、熊野古道をはじめとする地域資源の情報収集・集積の取組を支援していきます。

2 紀南中核的交流施設「里創人熊野俱楽部」

(1) 概要

① 施設の内容

- ・敷地面積 148, 421m² 総建築面積 5, 070m²
- ・「情報発信・施設案内施設」、「地域特産品加工・販売施設」、「体験交流・特産品加工施設」、「飲食施設」、「温浴施設」、「管理・飲食施設」、「宿泊施設(40室、定員173名)」

② 雇用の状況(平成23年4月1日現在)

正規スタッフ14名(うち地元採用10名)、パート・アルバイト50名(すべて地元採用)

③ 補助事業者

株式会社エムアンドエムサービス

大阪に本社を置き、全国63カ所(平成23年4月1日現在)で企業の保養所や公共の宿の運営を行っている企業

(2) 現状及び課題

オープン以来これまで、割安感のある魅力的な宿泊プラン、日帰りプランを設定するとともに、熊野古道体験ツアーなど約130の体験プログラム、「いろは展」等の交流イベントや地元商店街と連携した取組など、地域と一体となった事業を展開しています。

このような取組により、平成22年度の利用状況は、宿泊客数が11,451人、日帰り客数が142,515人となっています。なお、オープン1年経過後の平成22年8月から平成23年3月までの宿泊客数は、対前年比約1割増となっています。

今後とも、より一層の集客交流をはかるため、新たな宿泊プラン等の企画や地域との連携に取り組む必要があります。

(3) 今後の取組

引き続き、熊野古道体験ツアー、丸山千枚田田植えの集い、花の窟お綱かけイベント等の体験プログラムを充実させるとともに、地元商店街や湯ノ口温泉と連携した取組が行われます。

また、料理のグレードを上げた宿泊プランを設定するほか、「春の花咲く女子会思い出プラン」や「春のおめでとうプラン」など季節に応じたさまざま

なプランづくりが行われます。

県としては、補助事業者に対し、運営が安定して持続的に展開できるよう、地域イベントの情報等を市町等と連携して提供するなど、集客を高める支援を行っていきます。

18 熊野古道を生かした地域活性化について

1 現状

世界遺産「紀伊山地の靈場と参詣道」は、平成16年7月に日本で初めて遺産全体が文化的景観として登録されたものであり、東紀州地域における地域活性化の核となる資源です。熊野古道の保全と活用については、熊野古道に関わる地域の人びとや市町等とともに、「価値に気づく」「守り伝える」「伊勢路を結ぶ」を目標に様々な取組を展開してきました。

このような中、熊野古道来訪者数は、世界遺産登録後、毎年約15万人前後で推移していましたが、最近の聖地ブーム、高速道路の延伸などにより、平成21年には初めて20万人を突破し、平成22年は約28万人と大幅に増加しています。

2 課題

「価値に気づく」「守り伝える」では、地域において一人でも多くの方々に世界遺産である熊野古道の歴史的、文化的価値を改めて認識していただくとともに、その価値を次世代を担う子どもたちへ伝えていく必要があります。

また、「伊勢路を結ぶ」では、平成25年の式年遷宮も見据え、伊勢を訪れる方々が熊野へも訪れるしくみづくりが必要です。

3 今後の取組

(1) 「価値に気づく」「守り伝える」

熊野古道を育み守ってきた自然、暮らしなどを簡潔にまとめたテーマ別冊子の作成や、熊野古道の価値や魅力を地域の人びとが自ら紹介していく「熊野古道まちなか案内所」の設置を引き続き行なっていきます。

熊野古道センターでは、「御船祭り（紀宝町）」や「熊野・森の暮らしと道具」などの企画展を開催するとともに、熊野古道とその周辺の史跡等を紹介するツアーや自然観察会、ひのきアート教室などを行なっています。

東紀州観光まちづくり公社では、みえ熊野学の研究成果を生かし、5市町ごとの巡回講座や三大都市圏における文化講座を開催します。また、熊野古道語り部友の会が実施する語り部養成講座等や熊野古道保存会が実施する熊野古道保全活動への支援を行ないます。

(2) 「伊勢路を結ぶ」

熊野古道来訪者の好みに応じて選択できる自然や歴史、文化などをテーマとした「熊野古道伊勢路ウォークルート」を提案し、モデルウォークを実施

します。

また、熊野古道来訪者の利便性向上のため、レンタカーや代行運転を活用した二次交通のしくみの構築に取り組みます。

(3) その他

東紀州地域の観光、産業に関する総合情報誌を発行することにより、熊野古道をはじめとした地域資源の認知度を向上し、来訪者増や商品購入へつなげていきます。

また、東紀州観光まちづくり公社では、熊野古道伊勢路を核とした旅行商品等を企画し、三大都市圏の旅行会社へエージェントセールスを行い、熊野古道来訪者の増加等につなげていきます。

さらに、奈良県、和歌山県と連携して、熊野古道等を生かした広域的な旅行商品の造成や大都市圏での観光PR・物産展の開催などに取り組んでいきます。

「里創人熊野俱楽部」では、引き続き、約130の体験型メニューを用意し、熊野古道歩きや三反帆熊野川遊覧などのツアーを実施します。

今後とも、5市町等、多様な主体と連携し、地域のコーディネーターである東紀州観光まちづくり公社、集客交流拠点である熊野古道センターや紀南中核的交流施設を活用しながら、熊野古道を中心とする地域資源を生かした取組を進め、地域の活性化を引き続きはかっていきます。

19 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組について

1 概要

「^{うま}美し国おこし・三重」は、地域の多様な主体の参画を得て、実行委員会を設立し、特色ある地域資源を生かして取り組む地域づくりを基本に、多彩な催しを展開することにより、地域の魅力や価値を向上させ、発信するとともに、集客交流の拡大を図り、自立・持続可能な地域づくりへとつなげていく取組です。

2009年（平成21年）のオープニングに始まり、「^{うま}地域での美し国おこし」と「^{うま}テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」に6年間にわたって取り組み、その成果を2014年（平成26年）の集大成イベントへ集約し、披露します。

2 これまでの経緯

平成18年11月 県議会全員協議会において、「こころのふるさと三重」づくりをテーマとしたイベントの基本的な考え方を説明

平成19年2月 「こころのふるさと三重」づくりをテーマとしたイベント基本構想検討委員会を設置

7月 「県民しあわせプラン」第二次戦略計画、みえの舞台づくりプログラム紹介3「こころのふるさと三重」づくりプログラムに、この取組を位置づけ

8月 条例に基づき、こころのふるさと三重を目指したイベント基本構想策定委員会を設置

11月 基本構想策定委員会 若林委員長から知事に基本構想を答申
答申を基に、全員協議会において説明
^{うま}県庁内に「^{うま}美し国おこし・三重」推進本部を設置

12月 県議会議長から、事業内容が不明確だとして、知事に申入れ
(①基本計画を議案として提出、②年度別県支出額の提示、
③市町との合意形成)

平成20年2月 「^{うま}美し国おこし・三重」実行委員会設立、基本構想確定

9月 県議会に三重県基本計画を議案として提出（9月補正予算案も提出）

10月 県議会公聴会の開催及び常任委員会における参考人招致
^{うま}「^{うま}美し国おこし・三重」補正予算案全額減額修正

11月 執行部において訂正した三重県基本計画議案及び再提案した補正予算案が県議会において可決
実行委員会において、実行委員会基本計画承認

平成21年1月 「^{うま}美し国おこし・三重」プロデュース及び平成21年度実施計画策定調査業務を公募。選定の結果、(有)Landa Associates（代表：宮本倫明氏）に決定
座談会、説明会等の開始

県地域機関(県民センター単位)に「美し国おこし・三重」地域支援本部を設置
4月 「美し国おこし・三重」プロデュース及び平成22年度実施計画策定調査業務を、引き続き(有)Landa Associatesに委託
「美し国おこし・三重」オープニング宣言

3 平成22年度の取組実績について

(1) 「座談会」等の開催状況

この取組の基本であり、地域づくりに関心のある皆さんや、既に地域づくりに取り組まれている皆さんなど、地域をより良くしていこうという思いを持つ住民の皆さんのが集まり、地域の課題やビジョンについて話し合う場である座談会を、平成22年度は607回、取組の開始以降1,224回開催しました。

(2) パートナーグループ登録の状況

「美し国おこし・三重」の取組の趣旨に沿って、住民の皆さんのが主体となり自発的に地域をより良くしていこうとする活動を行うグループに、平成22年度は110件、取組の開始以降263件登録いただきました。

(3) サポートメニューの運用

① 人材育成研修の実施

地域づくりをとおして多様な主体との協働の担い手となる人材の育成を目的として、ファシリテーション研修を3地域(鈴鹿、松阪、熊野)で、広報・情報発信研修を3地域(四日市、津、伊勢)で実施しました。

② 専門家派遣の実施

パートナーグループの活動を活性化し、課題の解決を支援するためにふさわしい専門家を、15件(延べ32回(日))派遣しました。

③ 財政的支援の実施

パートナーグループの活動の自立・持続性を高め、地域に貢献する取組として認定されたプロジェクトに係る初期投資の費用等を対象に7件、市町と合わせて約498万円(内、実行委員会負担約283万円)支援しました。

(4) 拡大座談会

次のとおり5回開催しました。

- ① 熊野地域・合同拡大座談会(三重県青年農業士連絡協議会と共催)
- ② 拡大座談会 in 菅野(菅野町社会福祉協議会と共催)
- ③ 「熊野古道伊勢路」語り部・ガイドの会拡大座談会
- ④ 桑名市拡大座談会(桑名市と共に)
- ⑤ 桑員地域拡大座談会(いなべ市、東員町、とういんボランティア市民活動支援センターと共に)

(5) テーマプロジェクト

県内各地域のパートナーグループの活動の中から、共通する分野の活動を全県的に連携し、「**テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし**」を展開することとしています。

平成22年度から2年間かけて展開する「人と自然の“絆”づくり」の理念に基づき、平成22年度は「海の命・森の命」をテーマとして、次のプロジェクトに取り組みました。

① 自然環境の継続的な保全・再生プロジェクト

「まるごとソーシャルレジャー発信プロジェクト」による社会貢献活動の促進や、「竹プロジェクト」による「竹メッセ」等を実施しました。

② 自然の恵みの循環と活用プロジェクト

「ぐるぐるアグリ・ネットワークプロジェクト」による交流会等を開催しました。

③ 自然の持つ新たな魅力の発見と創造プロジェクト

「三重南部体験プログラム開発プロジェクト(チャレンジキャンップロジェクト)」によるモニターツアー等を実施しました。

(6) 成果発表・交流会（平成21年度）

開催日：平成22年6月6日（日）参加・来場者 約2,200名

場 所：メッセウイング・みえ展示ホール

※ 当初は平成22年2月28日に開催する予定をしていましたが、当日、チリ中部沿岸で発生した地震による津波警報が発表されたため、平成22年6月6日に延期したものです。

(7) 活動報告・交流会

開催日：平成22年12月18日（土）参加者 約600名

場 所：三重大学 三翠ホール

(8) 広報

- 広報紙（「美し国おこし・三重」だより、座談会だより～あむあむ～）やメールマガジンの発行、テレビ、ラジオ、新聞での広報等の実施
- マスコットキャラクターや広報グッズを活用して県内外のイベント等において取組のPRを実施

(9) サポーターズクラブ

平成22年度末現在、本取組の趣旨に賛同し、応援していただける、団体50件、個人124名の県内外の皆さんにサポーターズクラブに登録いただいているます。

4 平成23年度の取組について

(1) 地域での美し国おこし

「美し国おこし・三重」の取組の根幹である、地域の皆さんによる地域をより良くしていこうとする活動の発掘やその活動の支援を、市町をはじめとする多様な主体と連携し、引き続き次のように行います。

① 座談会の開催

目標 : 330回

② パートナーグループ登録

目標 : 新たな200グループの登録

③ パートナーグループへの支援

プロデューサーを中心として、グループに対して、個別支援座談会をはじめ、人材・グループ育成支援、専門家派遣、広報・誘客支援、ネットワーク化支援、財政的支援等を行います。

(2) テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし

【海の命・森の命】

「人と自然の“絆”づくり」を理念に、平成22年度に引き続き、次のプロジェクトに取り組みます。

① 自然環境の継続的な保全・再生プロジェクト

○ ソーシャルレジャーで三重の自然を守ろうプロジェクト

社会貢献活動（ボランティア活動）に誰もが楽しめるレジャー活動を組み合わせたソーシャルレジャーを開拓していきます。

○ ぐるぐるアグリ・ネットワーク及びマーケットプロジェクト

生ごみや未活用な有機資源の堆肥化を進めているグループ、農産物生産者、販売者、消費者をつなぎ、「地域リサイクルループ（地域資源のリサイクル循環）」の形成や、環境に配慮した取組から生産された農産物の販路確保等をめざします。

○ チャレンジキャンプ及びココロとカラダの健康ツーリズムプロジェクト

自然豊かな県南部を中心に、人間力を高めるチャレンジキャンプや、三重県全域において、自然の持つ、癒し・健康・精神性等ココロとカラダの健康づくりをめざすツーリズムの実践により、集客・交流・体験プログラムの開発や受入体制づくりを進めます。

【地域の誇り・地域の夢】

「人と地域の“絆”づくり」を理念に「地域の誇り・地域の夢」をテーマに平成23、24年度に行う具体的な取組を検討していきます。

(3) 担い手の育成と支援

① 人材（キーパーソン）育成

○ ファシリテーション研修

桑名、伊賀、尾鷲の3地域で研修を実施します。（4日間）

○ 広報・情報発信研修

鈴鹿、松阪、熊野の3地域で研修を実施します。（3日間）

○ マネジメント研修

「組織を安定的に運営し、活動を継続させるための資金を自分たちの手で集めたい」という皆さんを対象に四日市、松阪の2会場で研修を実施します。

② グループ育成

パートナーグループの課題解決や夢の実現に向けた個別支援座談会や多くのグループが参加する拡大座談会等を開催します。

③ 中間支援組織の創設と機能の拡充

中間支援組織の創設や機能の拡充をめざすパートナーグループ等に対して支援を行うとともに、中間支援組織育成のしくみづくりに取り組んでいきます。

④ 専門家派遣

引き続き、専門家派遣を実施します。

⑤ 広報・誘客、ネットワーク化支援

個々のパートナーグループの活動紹介や活動への参加・協力募集の告知等を行い、広報・誘客活動を支援します。

パートナーグループとサポートーズクラブの皆さんとの協働、連携を進めます。

⑥ 財政的支援

引き続き、財政的支援を実施します。

(4) 広報宣伝・活動促進

取組全体の認知・理解、参画の促進を図るため、次のように取り組みます。

① シンボルマークやマスコットキャラクターを使用した共通フォーマット

を用いた統一的な広報

② 個々のパートナーグループの活動に焦点をあてた情報発信

③ 「テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこし」^{うねり}の準備過程も含めた積極的な情報発信

④ 地域の皆さんのが地域のことを情報発信しようとする取組との連携